

デジタル庁について

デジタル庁

2021年11月17日

デジタル庁審議官 犬童周作

今回の新型コロナウイルスへの対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化について様々な課題が明らかになりました。

この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設いたします。

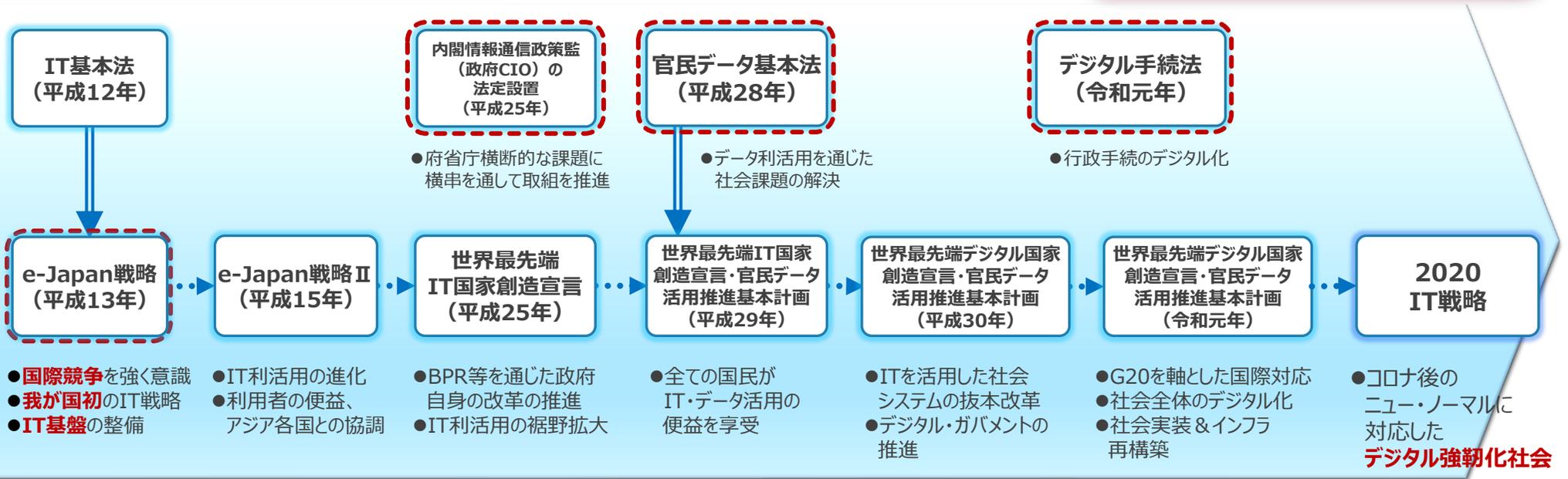
この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成（かせい）に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。

そのため、デジタル庁は、強力な司令塔機能を有し、官民を問わず能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードする強力な組織とする必要があります。

そのため検討を加速し、年末には基本方針を定め、次の通常国会に必要な法案を提出したいと思います。あわせて、デジタル分野における重要法案であるIT基本法の抜本改正も行う予定です。

デジタル庁の創設は、我が国の経済・社会の大きな転換につながる改革であり、今までにないスピードで取り組む必要があります。平井デジタル改革担当大臣は、この改革の中心として、様々な壁を突破し、思い切った舵（かじ）取りを行っていただきたいと思います。また全ての閣僚においては、この大きな改革を全力で協力していただくよう、お願い申し上げます。

○ 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。
○ その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。



デジタル改革のこれまでの経緯について

- 令和2年9月 デジタル改革関係閣僚会議 **総理指示**（デジタル庁の設置・IT基本法の抜本改正に係る法案提出）
＜デジタル改革関連法案WG・マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG等における議論＞
- 令和2年12月 「**デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針**」、
「**デジタル・ガバメント実行計画**」を閣議決定
- 令和3年2月 **デジタル改革関連法案**を閣議決定・国会提出
※①デジタル社会形成基本法案、②デジタル庁設置法案、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、
④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案、⑤預貯金者の意思に基づく個人
番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案、⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の6法案。
- 令和3年5月 デジタル改革関連法案が**国会審議を経て成立**・公布
- 令和3年6月 「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」を閣議決定
※本年9月のデジタル庁の創設を待つことなく、新法（デジタル社会形成基本法）に基づく重点計画を先取りする形で、
デジタル社会の実現に向けて迅速かつ重点的に講ずべき施策を明らかにしたもの
- 令和3年9月1日 **デジタル庁の発足**

デジタル社会の目指す
ビジョン

デジタルの活用により、一人一人のニーズに合った
サービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会
～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

ライフイベントに係る手続の 自動化・ワンストップ化

官民の提供するライフイベントに係る手続やサービスについて、**スマホでワンストップ**で行うことができる。

出生、就学、子育て、介護などのライフステージに合わせて必要となる手続について、時間軸に沿った**最適なタイミング**で**プッシュ型の通知**が受けられる。

データ資源を活用して、 一人一人に合ったサービスを

散在する健診情報、既往症、薬歴、日々のバイタル情報等の安全・安心な連携・活用により、いつでもどこでも、**一人一人の状況に合った健康・医療・福祉サービス**が受けられる。

リアルタイムの移動ニーズ、鉄道・バスの運行状況、カーシェアの空き状況等の連携により、**ストレスなく移動**できる

いつでもどこでも 自らの選択で社会に参画

子育てや介護に適した豊かな自然環境に恵まれた場所に暮らしながら、通勤することなく**デジタル空間で仕事**ができる。

自宅に居ながら、世界中の優れた教育機関の**教育プログラムの受講**や、**文化・芸術コンテンツを体感・創作・発信**することができる。

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~
- デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

デジタル社会を形成するための基本原則

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針
(2020年12月25日)
※デジタル改革関連法案WG
(座長：村井純慶大教授) 取りまとめ

■ 以下の10原則を、日本のデジタル社会を形成するための大方針とする。

10. 飛躍・国際貢献

- ・ 国民が圧倒的便利さを実感するデジタル化の実現
 - ・ デジタル化が進んでいない分野こそ、デジタル3原則（※）の貫徹で一気にレベルを引き上げ、多様性のある社会を形成
 - ・ デジタルの活用により地方が独自の魅力を発揮
 - ・ 自由や信頼を大切にデータ・デジタル政策で世界をリード
- (※) デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ

9. 新たな価値の創造

- ・ 官民のデータ資源を最大限に活用
- ・ 利用者視点で付加価値を創出するイノベーションの促進により経済や文化を成長させる

8. 浸透

- ・ 国民に「お得」なデジタル化でデジタル利用率向上
- ・ デジタルを使う側・提供する側双方への教育で、「わかりやすい」「楽しい」デジタル化を目指す
- ・ 国民にデジタルの成果を実感してもらい、置いてけぼりを作らない

7. 包摂・多様性

- ・ アクセシビリティの確保、情報通信インフラの充実
- ・ 高齢・障害・病气・育児・介護と社会参加の両立
- ・ 多様な価値観やライフスタイルへの対応

6. 迅速・柔軟

- ・ 「小さく産んで大きく育てる」、デジタルならではのスピード化の実現
- ・ 社会状況やニーズの変化に柔軟に対応できるシステム
- ・ アジャイル発想を活用し、費用を抑えつつ高い成果を実現
- ・ 構想・設計段階から重要な価値を考慮しアーキテクチャに組み込む

1. オープン・透明

- ・ 標準化や情報公開により官民の連携を推進
- ・ 個人認証、ベース・レジストリ等のデータ共通基盤の民間利用を推進
- ・ AI等の活用と透明性確保の両立
- ・ 国民への説明責任を果たす

2. 公平・倫理

- ・ データのバイアス等による不公平な取扱いを起こさない
- ・ 個人が自分の情報を主体的にコントロール

3. 安全・安心

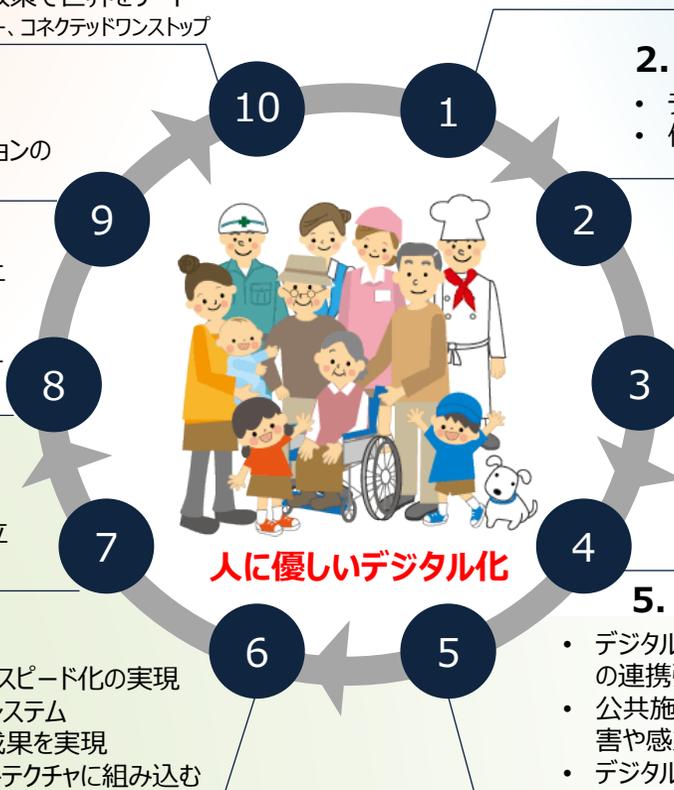
- ・ デジタルで生涯安全・安心して暮らせる社会の構築
- ・ サイバーセキュリティ対策で安全性を強化
- ・ デジタルの善用を進め、個人情報保護や不正利用防止で、デジタル利用の不安低減

4. 継続・安定・強靱

- ・ 社会の活力の維持・向上
- ・ 環境との共生を通じたサステナビリティ確保
- ・ 機器故障、事故等のリスクに備えた冗長性確保
- ・ 分散と成長の両立によるレジリエンスの強化

5. 社会課題の解決

- ・ デジタル社会に向けて、制度・ルール等の再構築、国・地方・民間の連携強化・コスト低減により、成長のための基盤整備
- ・ 公共施設のネットワーク整備やマイナンバーカード等の活用による災害や感染症に強い社会の構築
- ・ デジタル人材の育成及び官民・地域横断的な活躍促進



デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
 - ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
 - ✓ **内閣直属**の組織（**長は内閣総理大臣**）。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く
- ⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
 - ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
 - ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設
- ⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の**基幹系情報システム**について、**国が基準**を策定し、**当該基準に適合したシステムの利用**を求める法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

デジタル庁の組織体制

内閣総理大臣

デジタル大臣

副大臣・大臣政務官

デジタル監

デジタル審議官

顧問・参与 (デジタル政策担当、システム調達担当)

CA (Architect)

CDO (Design)

CTO (Technology)

CISO (Information Security)

CPO (Product)

戦略・組織グループ

グループ長

次長

総務チーム	戦略チーム
総務・法令	戦略企画
人事	システム統括・監理 リソース配分
会計	国際戦略
調達支援	広報戦略
法務	セキュリティ 危機管理
情報システム	

デジタル社会共通機能グループ

グループ長 (民間)

次長

CoE (Center of Excellence) チーム	人材リソース
基準・標準 ・アーキテクチャ ・データ ・UI/UX/アクセシビリティ ・ID/認証 ・クラウド ・ネットワーク ・セキュリティ ・地方業務関係 等	デザイナー ユニット  エンジニア ユニット  セキュリティ ユニット  PM ユニット  行政人材 ユニット  等
品質管理 (クオリティア シュアランス) サポート	先端技術計 画

国民向けサービスグループ

グループ長

次長

次長

国民向けサービス開発・運用

フロントサービス

健康・医療・介護分野

教育分野

防災分野

地方活性化分野

その他重要分野・サービス

省庁業務サービスグループ

グループ長

次長 (民間)

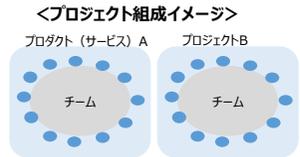
次長

省庁業務サービス開発・運用

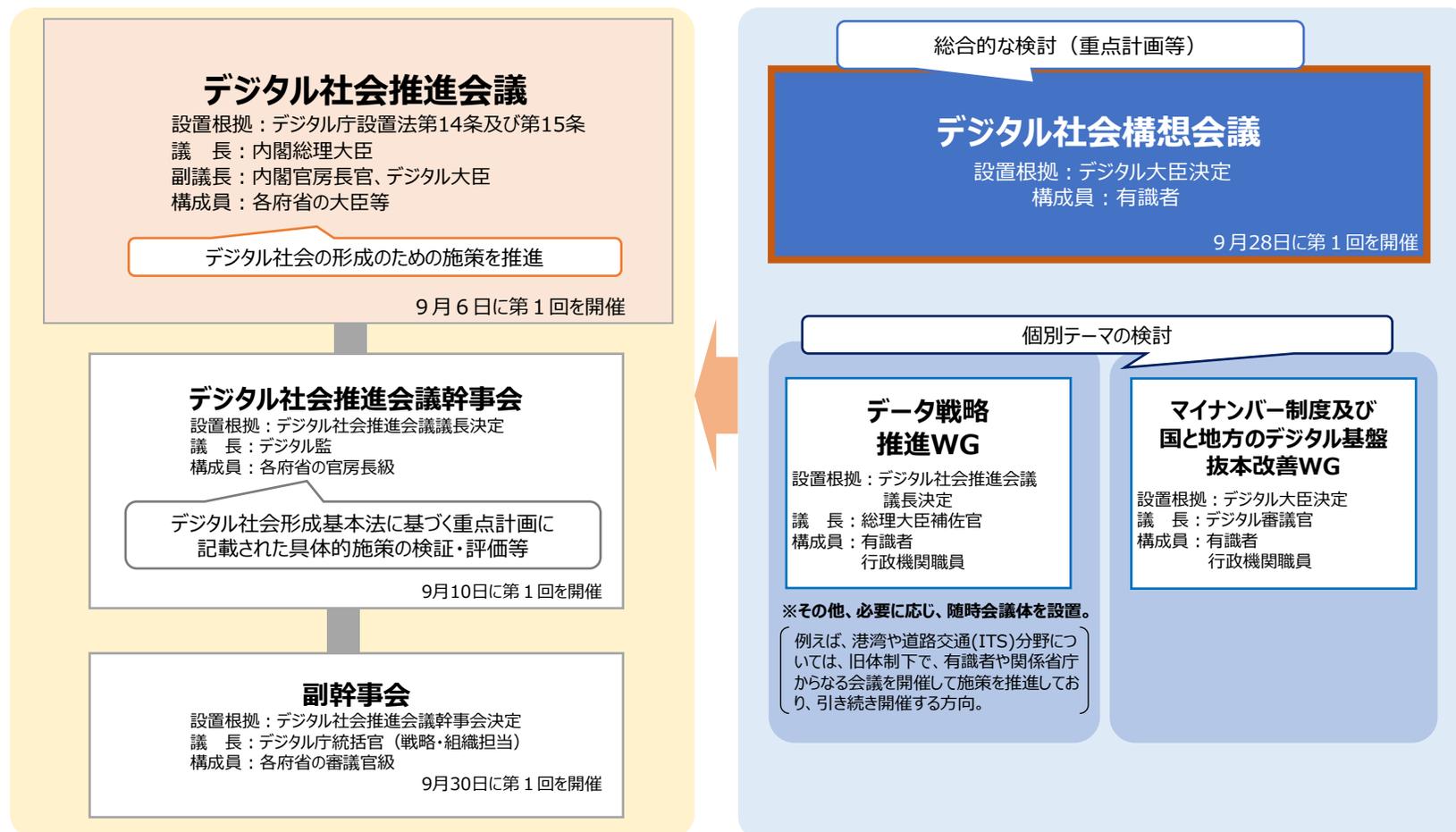
基盤システム 等

各府省システム・
独法システム 等

※ プロダクト (サービス) やプロジェクト毎に、必要な専門性に応じて、各人材プールから人材を配置。チームを組成して、プロジェクトベースで業務を行う。



新たな推進体制について (R3.9.1以降)



1. 国民に対する行政サービスのデジタル化の推進

課題：新型コロナウイルス感染症への対応の中で給付金の支給が遅れるなど、デジタル化の遅れが顕在化した。

<これまでの主な取組>

○ 公金受取口座登録法の成立 (特定公的給付制度の創設)

- ・子育て世帯生活支援特別給付金（5万円）
- ・生活困窮者自立支援金（30万円まで）
のプッシュ型等によるスピーディな給付を実現。

新型コロナ対策など緊急時の行政サービスのデジタル化

- マイナンバーカードを利用した公金受取口座の登録を早期に開始し、**緊急時の給付・事務処理の迅速化**を実現する。
- マイナンバーカードも活用して、**ワクチン接種証明のスマートフォンへの搭載**を実現する。さらに、**ワクチン接種事務のデジタル化**も推進する。

課題：国民サービス向上のため、デジタル化の基盤であるマイナンバーカード等を、徹底的に利活用することが必要である。

<これまでの主な取組>

○ マイナンバーカードの普及

19.4% (R2.9.1) ⇒ 37.2% (R3.8.23)

○ デジタル社会形成関係法律整備法の成立 (マイナンバー利用拡大、スマホ搭載など)

○ マイナポータル機能強化

(全市町村と接続、各種申請フォームを用意)

マイナンバーカード等の活用の推進

- マイナンバーカードの**健康保険証**としての利用を推進する。**特定健診情報**や**薬剤情報**を閲覧できるようにする。〈令和3年10月〉
- **運転免許証・在留カード**との一体化を推進する。〈令和6年度末・7年度〉
- マイナンバーカードの機能（電子証明書）の**スマートフォン搭載**を実現する。〈令和4年度中〉
- 社会保障・税・災害の3分野以外に情報連携を拡大し、**各種添付書類の省略**を実現する。〈次期通常国会に法案提出〉
- 概ね全市町村で、子育て等主要手続の**オンライン申請**を可能に。〈令和4年度中〉

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化の推進

課題：国・地方を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、組織横断的なデータの活用が必ずしも十分ではない。

<これまでの主な取組>

- マイナポータルを使い勝手の抜本的改善
- 情報システム予算の一括計上
(令和3年度：約3,000億円)
- 地方公共団体情報システム標準化法の成立
(国が地方の基幹システムの基準を策定)

霞が関・地方のシステム刷新

- 国民向けの行政窓口（政府ウェブサイト、マイナポータル）の標準化・統一化等を推進する。
- 霞が関のシステムの徹底した統合・一体化など、国の情報システムの刷新を加速化する（ガバメントクラウドの整備等）。特別会計等により整備された情報システムの予算計上の在り方についても検討する。
- 自治体のシステムの統一・標準化を推進し、5年以内（令和7年度まで）の実現を目指す。国・地方の情報連携を含めたトータルデザインの検討を具体化する。

2. 暮らしのデジタル化の促進

課題：医療・教育・防災など国民生活に密接に関連する分野において、徹底した国民目線で、一人一人の暮らしに応じたサービスの提供を通じて、デジタル化の効果を実感いただくことが課題。

<これまでの主な取組>

- 初診からのオンライン診療の恒久化に向けた検討
- GIGAスクール端末の利活用を開始
全国の公立小学校等の96.1%
中学校等の96.5%
(令和3年7月末時点)
- 「包括的データ戦略」の策定 (令和3年6月)
- デジタル社会形成関係法律整備法の成立
(個人情報保護法等の改正による医療分野における個人情報保護関係規制の統一)

デジタル庁主導で全体像（見取り図）を描き、暮らしを変えるデータ連携を実現

- 医療、教育、防災、モビリティ、契約・決済等の分野において、**デジタル化やデータ連携を推進する体制を構築し、実装を進める。**
 - (医療分野の例) ● 新型コロナが拡大する中でも国民が医療機関を受診しやすい環境を整備するため、**オンライン診療**を強力に推進する。
 - 国民が生涯にわたって**自らの健康情報を電子記録として正確に把握するための仕組み**（PHR）の提供を推進する。
 - (教育分野の例) ● 児童生徒や教職員など**現場の声も踏まえ、ICT利活用環境の強化、デジタルコンテンツの教育現場での活用**を図る。
 - (防災分野の例) ● 災害発生時の避難、救援等に的確に対応するため、**防災関連情報のデータ連携の実現を図るプラットフォームの整備**を推進する。

包括的データ戦略の推進

- デジタル社会の**基盤となるデータベースの整備やデータ取扱いルールの実装等**を推進する。

データの信頼性を確保する仕組みを実現

- 誰もが安心してデータを利活用できる環境を整備するため、意思表示の証明、発行元証明、存在証明など、**データの信頼性を確保する仕組みを実現**する。

3. 産業全体のデジタル化とそれを支えるインフラ整備

課題：産業全体のデジタル活用を進め、経済成長や社会活動の円滑化を図るとともに、デジタル社会を支える安全安心な基盤を整備すること、優秀な人材を育成することが課題。

<これまでの主な取組>

- 税制による5G基地局の前倒し整備促進
- ビヨンド5Gの研究開発促進に係る基金の設置（令和3年3月）
- 「半導体・デジタル産業戦略」の策定（令和3年6月）
- 法人向けオンライン認証の普及
17万者（R2.9初頭）⇒57万者（R3.9初頭）
- デジタル社会形成関係法律整備法の成立
（押印・書面交付等手続の見直し）

5G、ビヨンド5Gの推進、半導体戦略の具体化

- デジタル社会を支える高速・大容量通信インフラとして、5Gインフラの整備とビヨンド5Gの実現に向けた研究開発、標準化を推進する。
- 先端半導体製造拠点の国内立地と、半導体設計・製造能力の強化のための技術開発を推進する。

データセンター等の最適配置

- データセンターの偏在を是正し、国内5箇所程度に拠点を整備するなど、事業継続計画やセキュリティ確保等の観点から、データセンター等の立地環境の最適化を図る。

経済安全保障の基盤となるデジタルインフラの整備

- 機密性の高いデータの管理やそれを担うインフラについては、デジタル庁を中心に、デジタル社会実現のために官民の橋渡しを行う専門家集団で構成するデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）とも連携して、整備・普及を進める。

認証・申請基盤の確立による法人向け行政サービスの質の向上

- 法人向けオンライン認証の普及を推進する。※令和4年度中に100万者以上、令和7年度までにほぼ全ての法人の登録を目指す
- 商業登記電子証明書についてクラウド化、無償化の可否の検討を進め、事業者の利便性を向上する。
- オンライン申請を通じて中小企業に関する様々な情報を蓄積し、官民で連携して中小企業を支援する基盤を整備する。

デジタル人材育成の強化

- 教育コンテンツやカリキュラムの整備、データを用いた事例研究など実践的な学びの場を提供するデジタル人材プラットフォームを構築する。
- 政府・自治体におけるデジタル人材の採用拡大を進める。
適切なコンプライアンスを前提に、官民の人材移動の円滑化を図る。

4. 誰一人取り残さないデジタル社会の実現

課題：デジタル社会においても、年齢・地理的条件や経済的状况等に基づく格差を生じることなく、全ての国民が情報にアクセスできる環境を構築することが課題。

<これまでの主な取組>

- 主に高齢者のデジタル活用を支援する「講習会」を開始（全国1,800箇所程度）（令和3年6月～）
- 離島等の条件不利地域におけるICTインフラ整備の推進
光ファイバ未整備世帯：
53万世帯（R2.3末）
⇒ 17万世帯（R3年度末見込み）

ICT機器・サービスに関する相談体制の充実

- 「デジタル活用支援」に重点的に取り組む。（高齢者や障害者が、身近な場所で身近な人からICT機器・サービスの利用方法を学ぶ環境作り）
- 地方公共団体や教育機関等と連携し、地域のサポート体制を確立することにより、幅広い取組を国民運動として促進する。

情報バリアフリー環境の実現

- 障害者、高齢者等の利便の増進に資する情報通信機器・サービスの研究開発の推進及びその普及を図る。

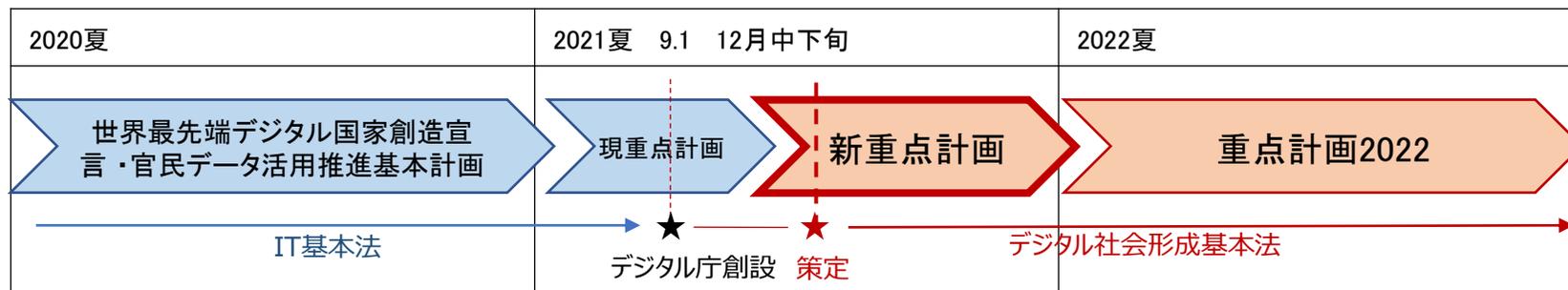
中小企業のデジタル化の支援

- 中小企業等の持続的なデジタル化に必要な支援環境を整備する。（オンライン会議、電子商取引などを活用しようとする中小企業に専門家を派遣するなど）

市区町村等における国民のアクセスポイントの確保

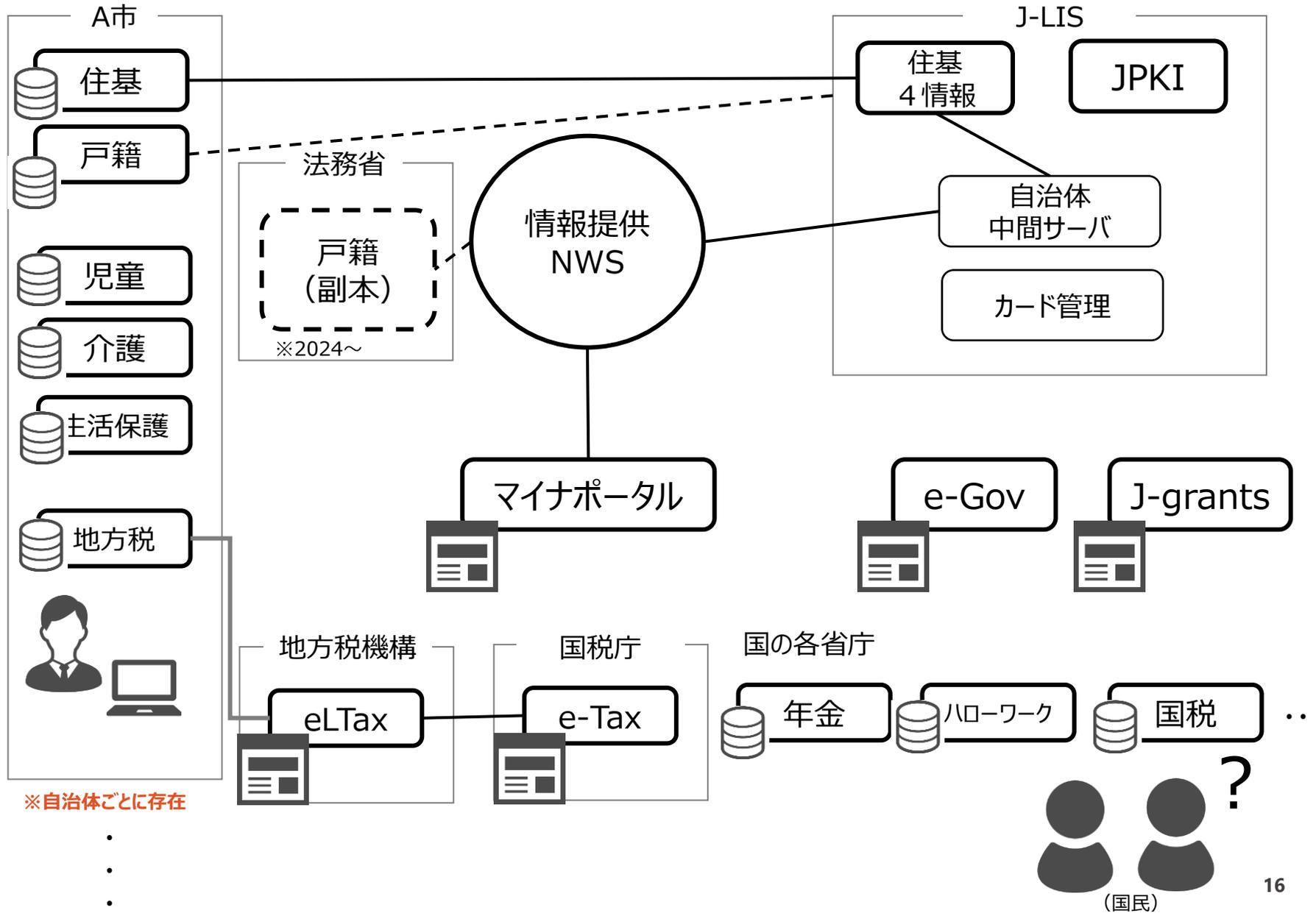
- 政府が市区町村窓口に配備したタブレット端末の用途拡大や運用ルールの改善等について検討・実施する。

- デジタル社会形成基本法の規定に基づき、9月のデジタル庁創設後初めての「重点計画」（以下「新重点計画」という。）を12月中下旬の閣議決定を目指して策定する。



- 新重点計画の策定に当たっては、「当面のデジタル改革における主な項目」を盛り込むとともに、昨年12月に閣議決定したデジタル・ガバメント実行計画及び本年6月に閣議決定した重点計画のフォローアップを行いつつ、デジタル大臣が開催する「デジタル社会構想会議」において有識者の意見を聴く。
- また、地方6団体、NISC、個人情報保護委員会に対する法定の意見聴取に加え、パブリックコメント手続等により広く国民からの意見も募集する。

現在の姿 (2020年)



国と地方の真のデジタル化に向けて目指すべき姿（2025年）

デジタル完結率の向上

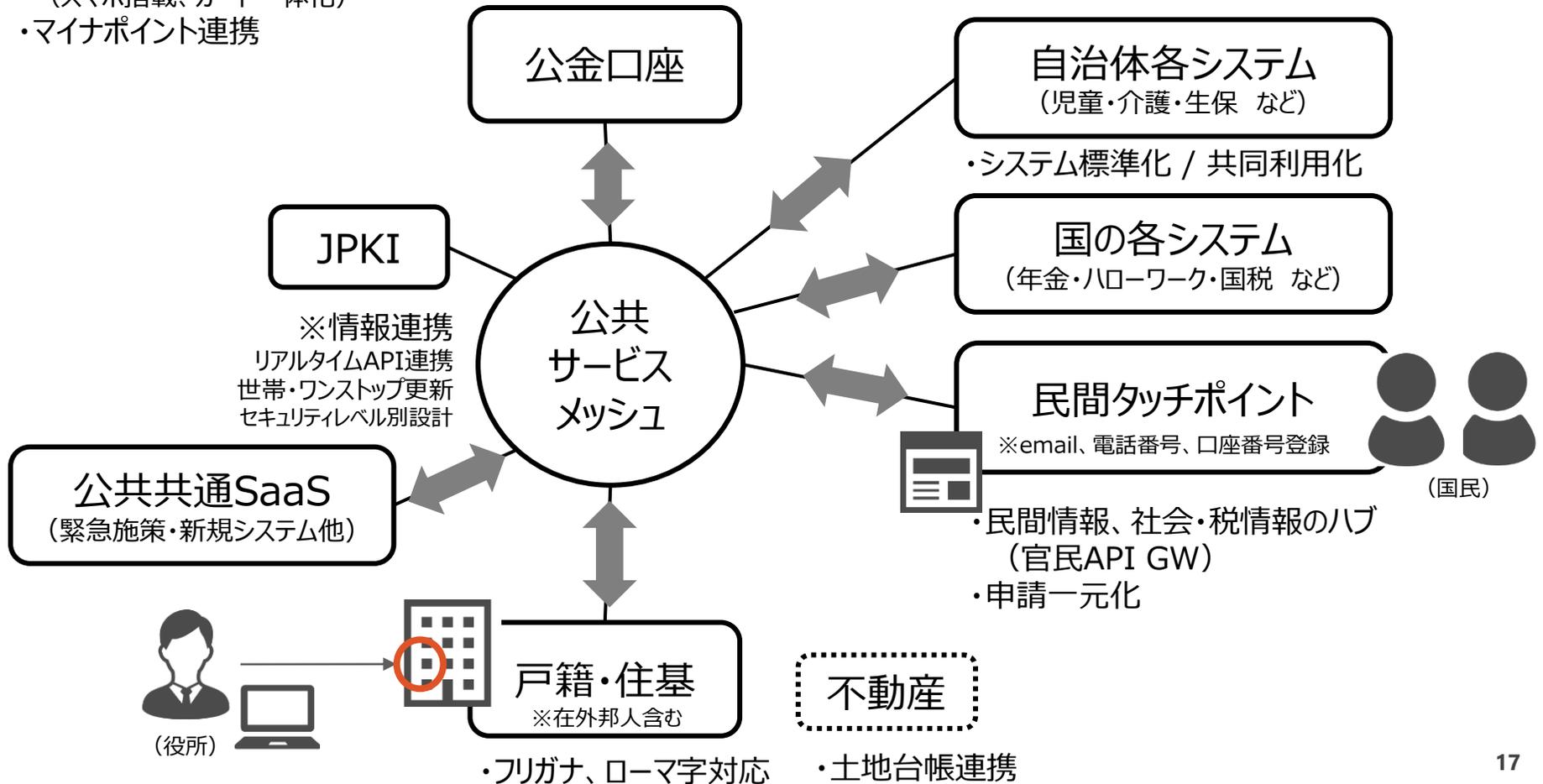
- ・カード普及策推進
（生産体制、J-LIS強化、発行場所増）
- ・カード機能向上
（スマホ搭載、カード一体化）
- ・マイナポイント連携

新たなデジタルセーフティネットの構築

全住民ひとり1つ公金出納用の口座
口座番号・携帯電話番号の台帳

国と地方の一体推進

- ・予算調達一元化
- ・リスク管理強化
- ・人材育成
- ・先進自治体
- ・IT戦略推進体制



包括的データ戦略

〔令和3年6月18日
閣議決定〕

■ 昨年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ		第一次取りまとめ	包括的データ戦略 検討項目						
人材・セキュリティ	戦略・政策	データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱	<ul style="list-style-type: none"> データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する) 行政におけるデータ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用 プラットフォームとしての行政が持つべき機能 						
	組織 { 行政 民間	社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映 						
	ルール { データ ガバナンス 連携 ルール	トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、 発行元証明、存在証明）を整理	<ul style="list-style-type: none"> トラスト基盤の構築（認定スキームの創設） 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】 トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等) 						
	連携基盤 (ツール)	プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)	<ul style="list-style-type: none"> データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発 データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルールの整理 (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入/ログイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】 重点的に取組むべき分野(健康・医療・介護、教育、防災等)のプラットフォーム構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す】 データ取引市場のコンセプトの提示 						
	データ	ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ベース・レジストリの指定 (法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等) ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】 データマネジメントの強化/オープンデータの推進 						
	利活用環境	引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方 人材/国際連携/インフラ	<table border="1"> <tr> <td>デジタルインフラ</td> <td>通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算インフラ (富岳等コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備</td> </tr> <tr> <td>人材・組織</td> <td>データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置</td> </tr> <tr> <td>セキュリティ</td> <td>セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築</td> </tr> </table>	デジタルインフラ	通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算インフラ (富岳等コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備	人材・組織	データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置	セキュリティ	セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築
	デジタルインフラ	通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算インフラ (富岳等コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備							
	人材・組織	データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置							
セキュリティ	セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築								
インフラ		<ul style="list-style-type: none"> 理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】 							

国際連携 | DFFT推進

国際連携

- データ流通に関連する国際的なルール作りや討議等を通じて、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」を促進し続ける必要があるところ、本戦略においても、**DFFTの推進方法を具体化する必要**
- **理念を共有する国々との連携を図り、バイ、プブリなど様々なフォーラムを使い分け、DFFTの具体化を図る。**
- 国際データ戦略を立案構築するためには関係府省庁のリソースを有効活用した連携強化が不可欠であり、今後とも**関係府省庁においてそれぞれの政策分野に応じて責任をもって検討・遂行**
- その際、G7デジタル大臣会合で合意されたDFFTに関する協力のロードマップの具体化を図る観点から、それぞれの分野で対応を検討し、**2023年のG7日本会合を見据え、成果につなげることを目指す**

今後の国際連携の方向性

- DFFT理念を共有できる有志国との連携を模索
- そうした有志国と連携しつつ、有志国以外の国への理念の浸透を図る



国家監視型社会など、自由と民主主義の理念に基づかないデータの利活用

貿易

- WTOにおいても質の高い規律を追求
- 日米・日英の枠組みにおけるデータ規律をベースに二国間や考え方を共有する有志国間で高いレベルのデータ規律を追求
- 日EUについてはEPAの下でデータの自由な流通の規定を協議
- RCEPやTPPの着実な運用を図る

プライバシー

- 国家監視型社会への対抗という高次の戦略目標を共有
- 日米欧三極でグローバルに受け入れられる企業認証制度の枠組みを検討
- OECDでガバメントアクセス(注1)に関する原則策定に向けた議論を有志国と協働(注2)
- (注1) 民間部門が保有する個人データを公的機関が収集及び使用すること
- (注2) データ流通全般に関する原則策定に向けた議論についても有志国と協働

セキュリティ

- 国際連携を図るべき具体の分野や関係国の適切な機関を特定した上で、リーディングプロジェクトを組成し、有志国で連携を図る

信頼性

- 国内制度整備の準備を整え、欧米の制度の違いに配慮しつつ、それぞれと可能な範囲で連携を検討

データ利活用

- スマートシティ等関連分野の標準の動向把握
- データ標準、品質等に係る標準化の動向を把握し、諸外国との連携を図る

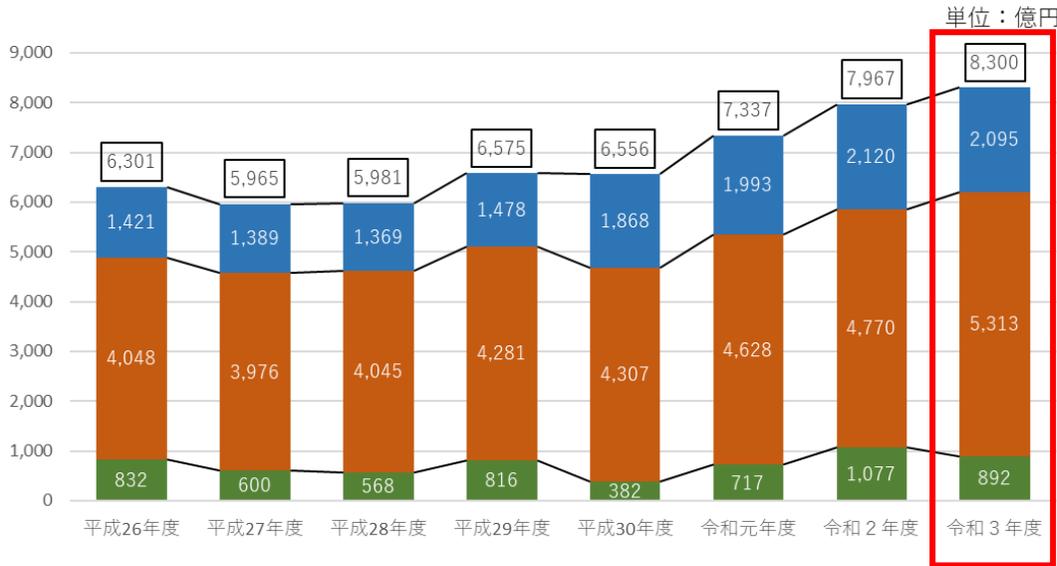
インフラ

- 諸外国の政策動向、国内の各種戦略・会議の検討状況を踏まえ、データ戦略においてどこまで扱うかを検討(例：半導体戦略、量子戦略なども想定)

情報システム関係予算の概要

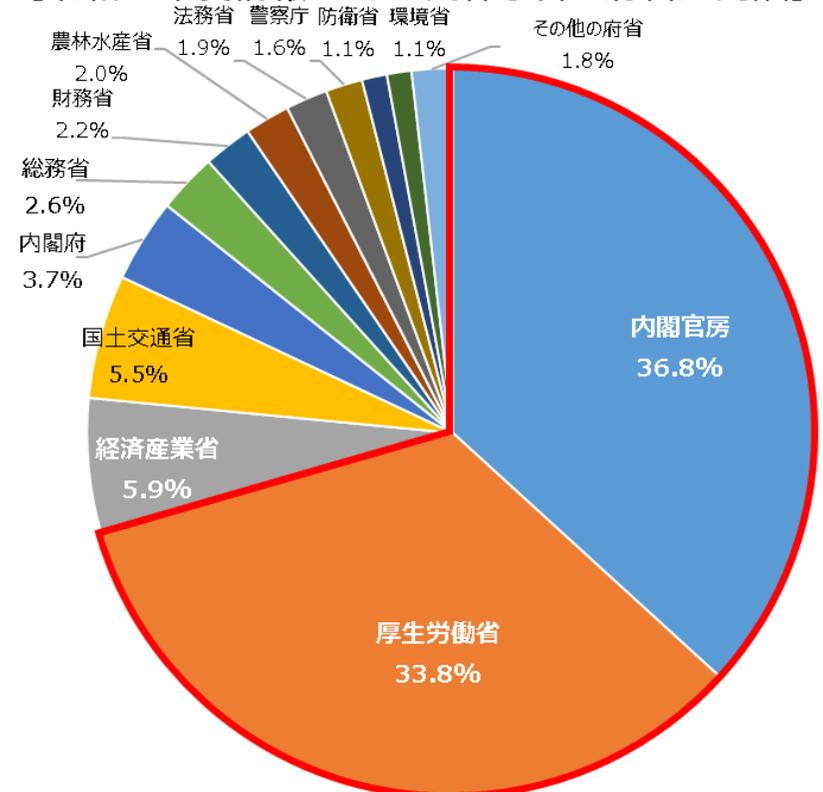
- 情報システム関係予算は、6,000億円～8000億円程度で推移
- 令和3年度当初予算政府案においては、8,300億円（一般会計：4,727億円、特別会計：3,572億円）で前年度当初予算から333億円の増加
- 府省共通のシステム整備等に必要な予算を内閣官房に一括計上（2,986億円。昨年度は674億円）

【情報システム関係予算の推移】



- 整備経費：情報システムの企画、設計・開発に係る一時経費
- 運用等経費：情報システムの保守・運用に要する経常的な経費
- その他経費：国の行政機関以外の情報システムに関する経費及び電子政府推進のための体制整備の経費

【令和3年度情報システム関係予算の府省別内訳】



※要求府省ベースで整理

（参考）政府情報システムの分類

デジタル庁

※「政府情報システムの管理等に関する考え方」（令和3年9月1日デジタル大臣決定）

（1）デジタル庁システム（①システム）

- ・ 各府省が共通で利用するシステム
 - ・ 各府省がシステムを整備する上で基盤となるシステム
 - ・ 他のシステムとの連携によりセキュリティ面や業務効率性に効果があるシステム（見込みを含む。）
 - ・ 緊急性が高く、かつ、政策的に重要なものとしてデジタル庁が整備・運用すべきシステム
 - ・ デジタル庁の固有の事務に利用されるシステム
- デジタル庁がシステムの財産を管轄し、整備・運用ともに担う。

（2）デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム（②システム）

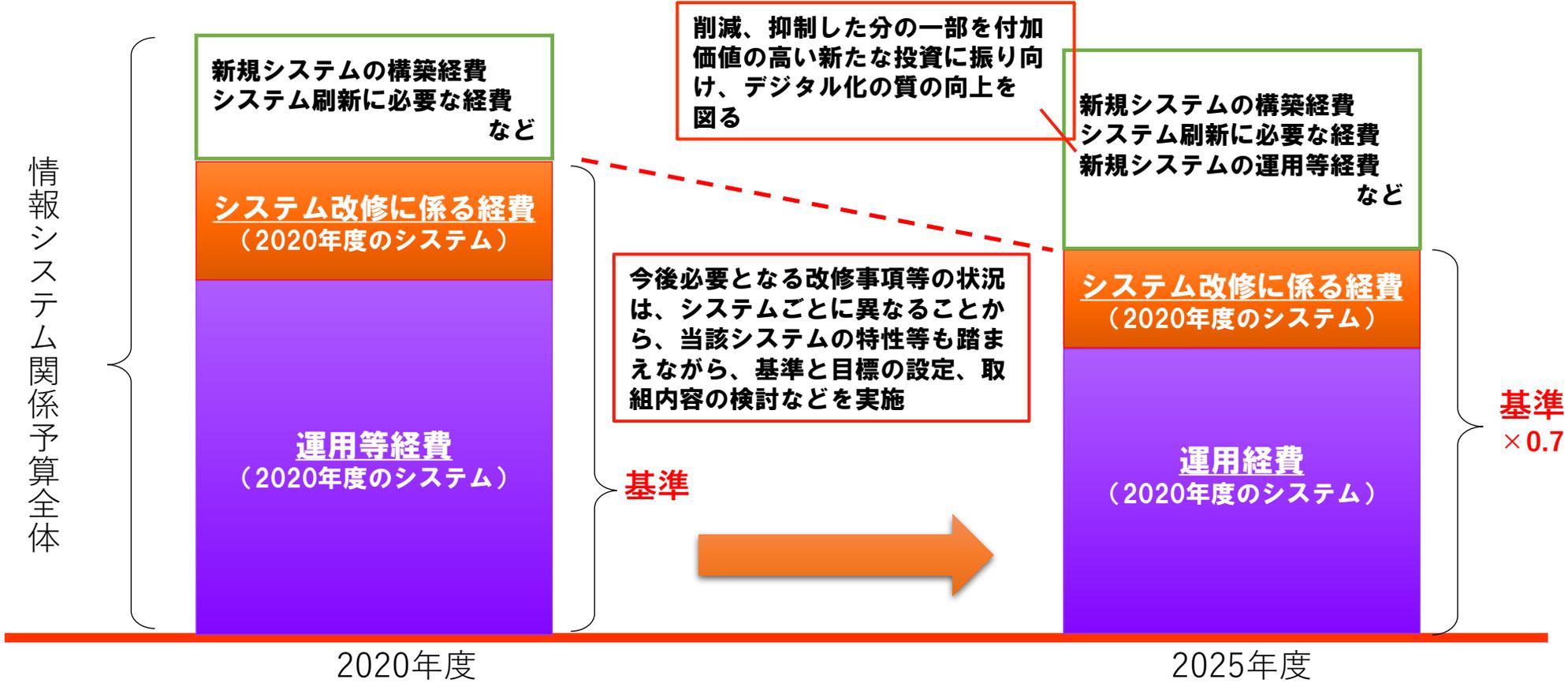
- ・ デジタル庁の技術的知見や共通基盤を活かした整備を要するシステム（ガバメントクラウドやガバメントネットワークなどの共通基盤に載せていくことが必要となるもの等）
 - ・ 各府省が共通で利用するシステム等のうち、制度所管府省が固有事務と密接不可分に運用しているシステム
 - ・ 一定の規模（運用経費、開発経費等から総合的に判断）があるシステム
 - ・ 緊急性が高く、かつ、政策的に重要なものとしてデジタル庁が整備すべきシステム
- デジタル庁は、原則として、次期システム更新（令和3年（2021年）9月以降に更新を開始するものに限る。）に係る契約から順次、契約主体となり財産を管轄する。各府省は、運用を担う。
- デジタル庁は 契約主体となるに際し、制度所管府省における開発体制等の実態を考慮した上で、システムごとに、デジタル庁と各府省がそれぞれ行う事業の範囲、システム障害への対応等における責任分界点等を定める。

（3）各府省システム（③システム）

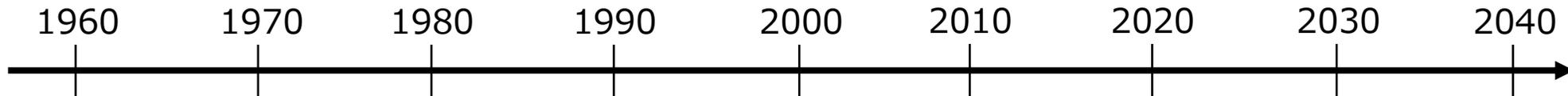
- ①システム及び②システム以外の全てのシステムとする。
- 各府省がシステムの財産を管轄し、整備・運用ともに担う。

○ 新たな3割削減目標

- これまで継続的に実施してきた運用等経費の削減の取組に加えて、クラウドサービスの利用、重複機能の共通化、保守性の高いシステムへの刷新等により、2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及びシステム改修に係る経費を、**2025年度までに3割削減することを目指す**
- 制度改正や業務改革に伴い発生する改修は必然的なものであるが、このように**必要となる改修を、従来と比べて低廉に実現**していくため、システムの刷新等を進める
- 一方、新規システムの構築やシステムの刷新自体に必要な経費については、事務作業の効率化や運用等経費の削減見込みといった効果を正確に把握し、**投資対効果が十分に見込まれる投資に注力する**



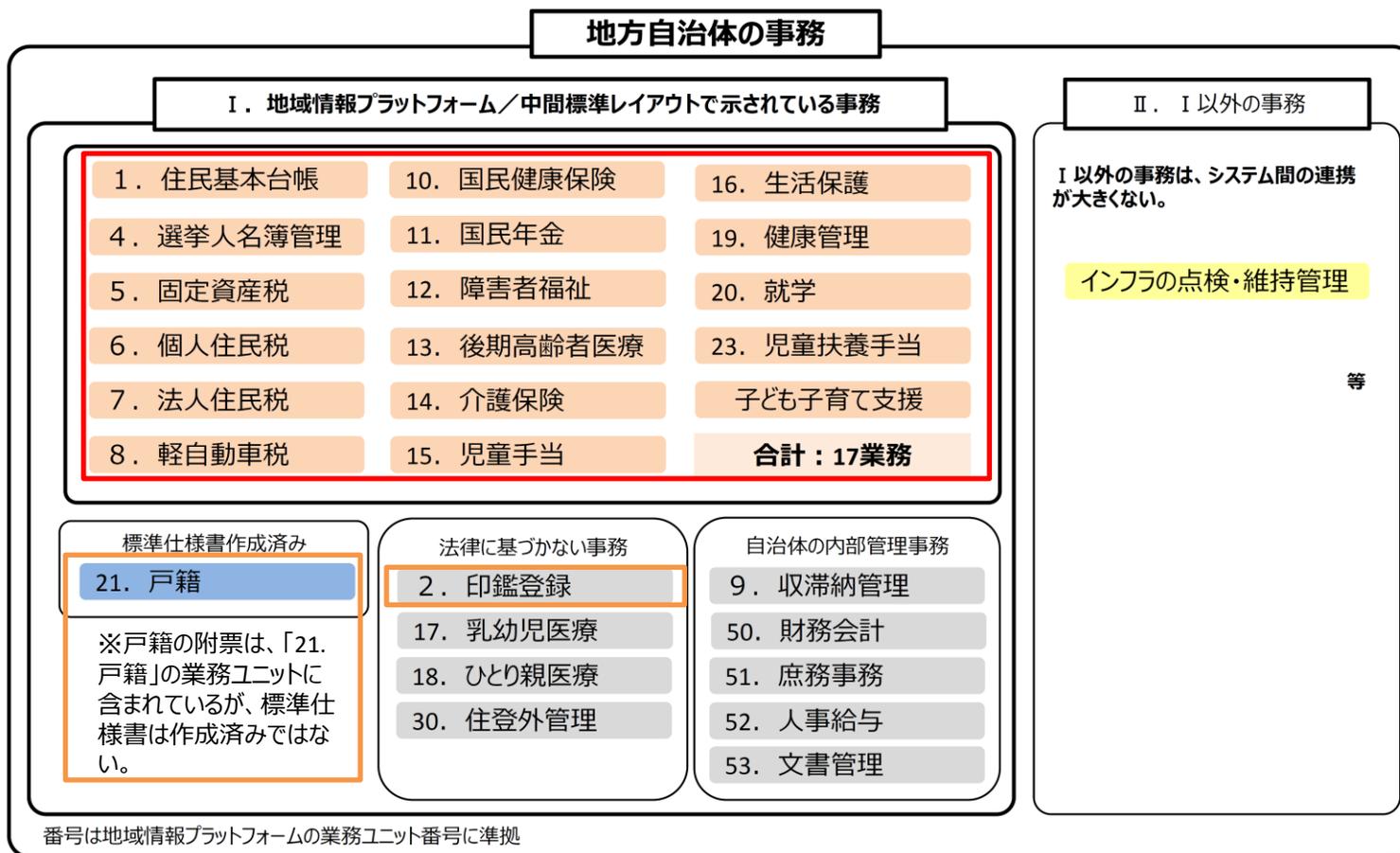
地方自治体の基幹業務システムの進化



第1期 (1950年代後半 ～1970年代後半)	第2期 (1970年代後半 ～1990年代後半)	第3期 (1990年代後半 ～2010年代後半)	第4期？
<p>メインフレームの時代</p>  <p>(System/360)</p>	<p>マイクロコンピュータの時代</p> <p>→クライアント・サーバの時代</p>	<p>インターネットの時代</p> <p>→クラウドの時代</p> <p>1995年～ Amazon社 1998年～ Google社</p>	<p>IOT + AI = Dataの時代？</p> <p>→プラットフォームの時代？</p>
<p>大規模：庁内</p> <p>中小規模： 受託計算センター</p> <p>1960年 大阪市が電子計算機を導入 1970年 地方自治情報センター設置 1979年 2898団体／3325団体</p>	<p>大規模：庁内</p> <p>中小規模： 庁内</p>	<p>大規模：庁内</p> <p>中小規模： 自治体クラウド (2013年～)</p>	<p>ガバメントクラウド？</p>

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の対象業務の範囲

- 「地方公共団体の基幹業務システム」とは、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要なシステムものを指す。
- 具体的には、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている17の「業務ユニット」に係るシステムを指す。
- 加えて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）」において、「標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討する。」とされており、今後、地方公共団体の意見を聞く等、手続を進める予定。



地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化が目指す姿

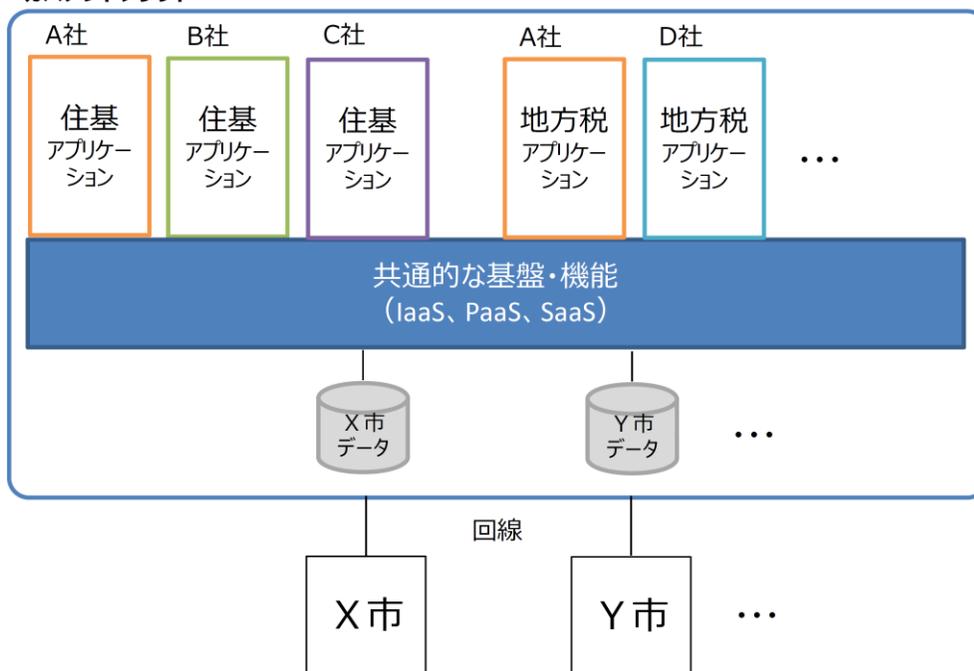
【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）】

- 地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンスオンリーを徹底し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。

具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。

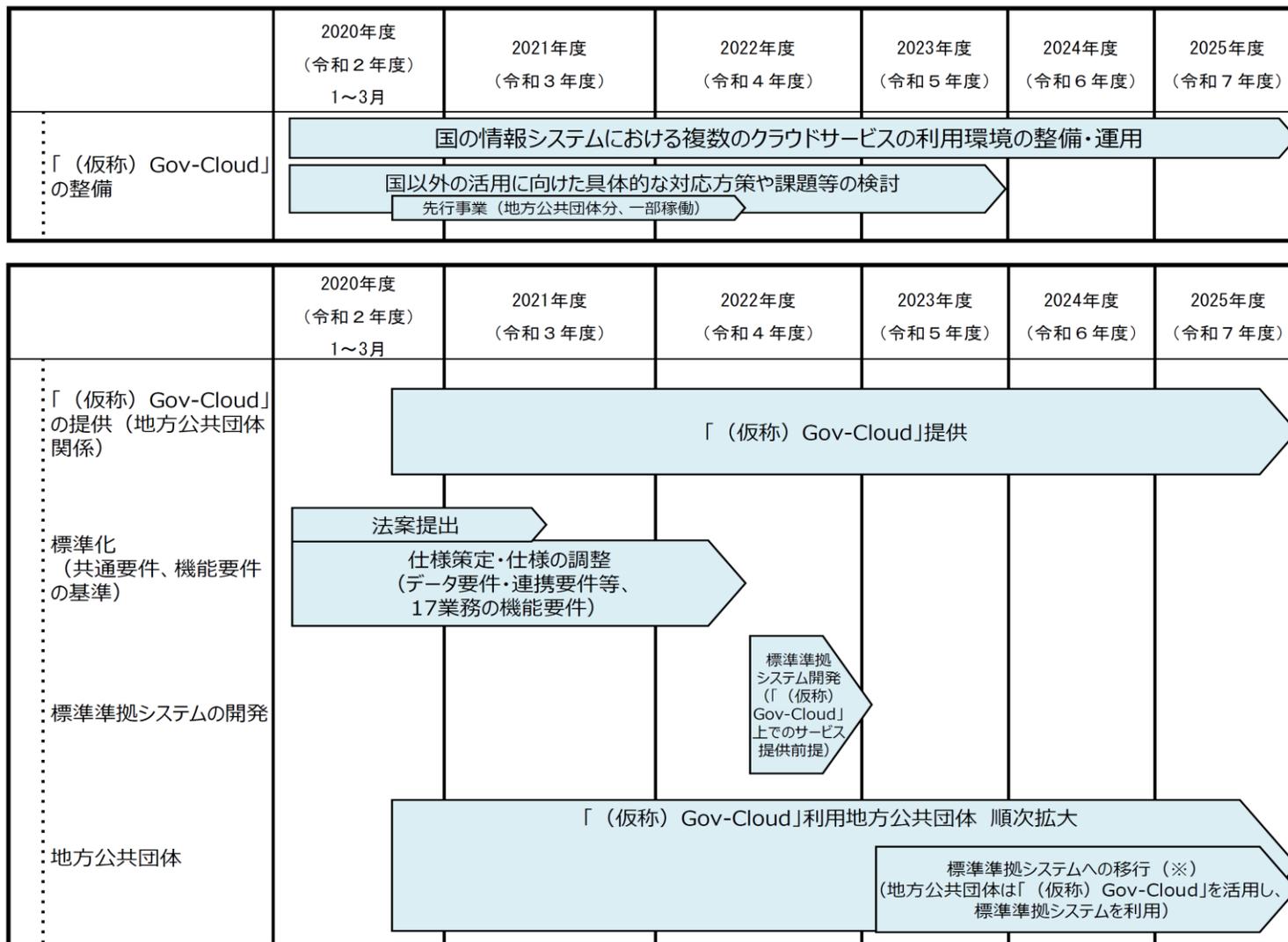
ガバメントクラウド



→ 統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準化基準に適合した情報システムへの移行完了予定後の令和8年度（2026年度）までに、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度（2025年度）までに令和2年度（2020年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

出典：デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）抜粋

第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策

（2）ガバメントクラウド、ガバメントネットワーク

① ガバメントクラウドの整備

政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であるガバメントクラウドを整備し、令和3年度（2021年度）に運用を開始する。各府省庁は、令和4年度（2022年度）以降の新たなクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてガバメントクラウドの活用を検討する。令和3年度（2021年度）以前からクラウドサービスを利用している政府情報システムについては、更改時期等を踏まえ、段階的にガバメントクラウドに移行する。

独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（健康・医療・介護、教育、防災等）等の情報システムについても、令和3年度（2021年度）から順次、ガバメントクラウドの活用に向けた方策や課題等を検討する。

ガバメントクラウド整備方針 – 4つの整備方針 –

■ マルチクラウド

複数のクラウドサービス及びサービスモデル (IaaS、PaaS、SaaS) を相互接続し、各機関のニーズに柔軟に対応。

■ テンプレート

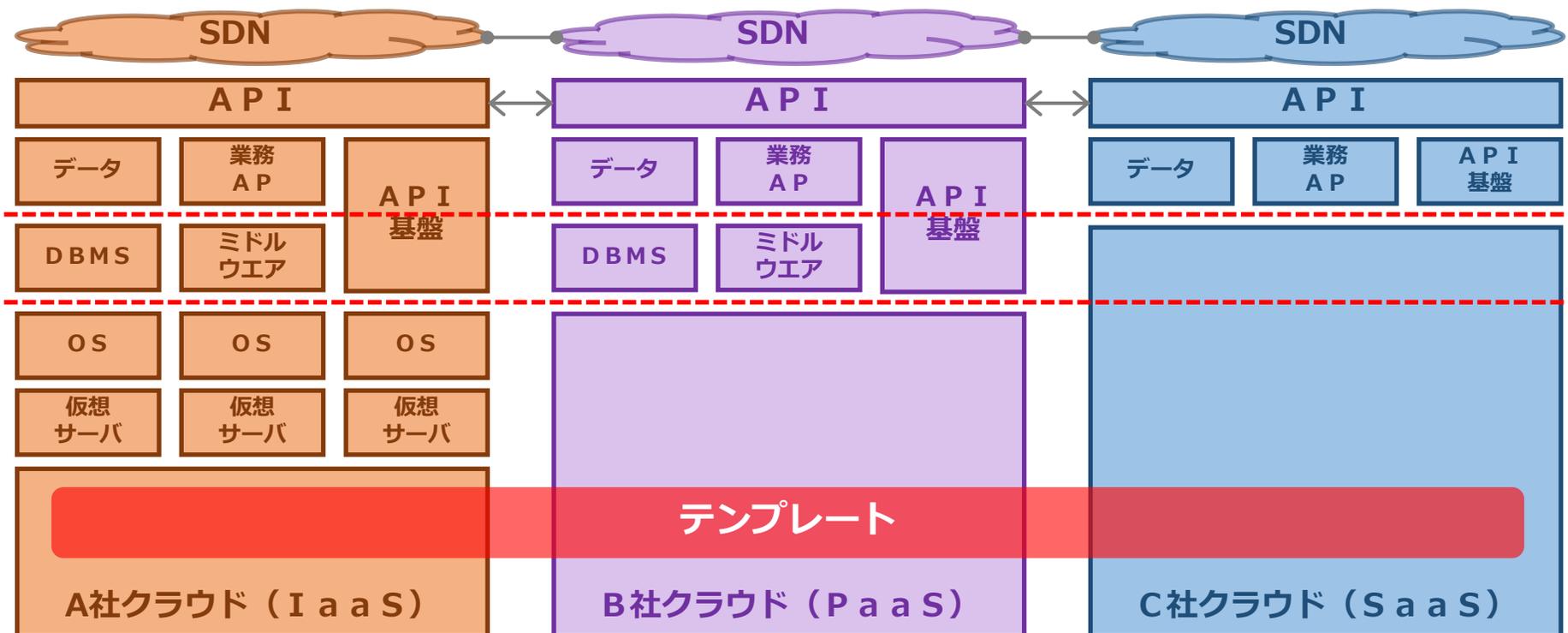
セキュリティやネットワーク設定など、重要な設定を全システムに共通横断的に適用できるように、異なる複数のクラウドベンダーのテンプレートを整備。

■ API連携

API (Application Programming Interface) を経由して異なるクラウド間でもデータやサービスを連携可能とする。

■ SDN

SDN (Software Defined Network) サービスを活用した安全な専用WANの構築。



マイナンバー制度の概要①

< 趣旨 >

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

1. 番号利用の仕組み

- ① 日本国内の全住民に通知されている12桁の番号。
※ 新たに誕生した子供にも、出生届を提出し、住民票登録がされた時点で、マイナンバーも作成・通知されます。（改めて申請の必要なし。）
- ② マイナンバーは、マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の事務に利用。
- ③ マイナンバー法に基づき、行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いて個人情報をやり取りするので、各種手続の際に住民が提出する添付書類（住民票、課税証明書等）が省略可能。
- ④ マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。
また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- ⑤ 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。

マイナンバー制度の概要②

2. マイナンバーカード(個人番号カード)

- ① マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ② マイナンバーの本人確認(番号確認と身元(実存)の確認)を1枚で行うことが可能。
- ③ マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等(ICチップ)を搭載。
官民の様々な用途に利用可能。



3. マイナポータル

- ① マイナンバーに関する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ② 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓ 顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

表



カードの
券面記載事項

電子的な本人確認

✓ オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続や契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得（令和2年9月～）や健康保険証としての利用（令和3年10月～）
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

<例> 窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

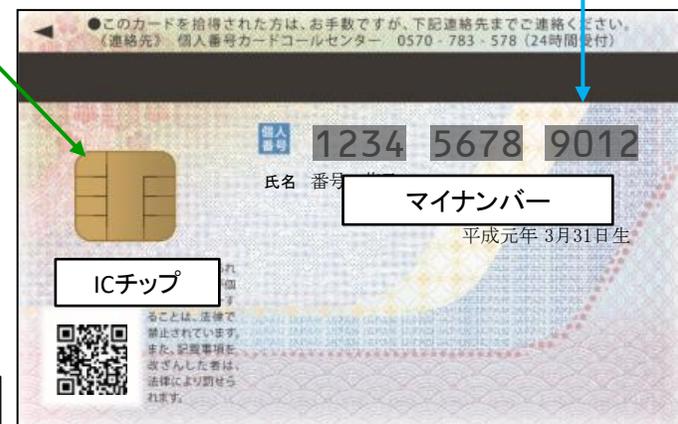
➔ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓ このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

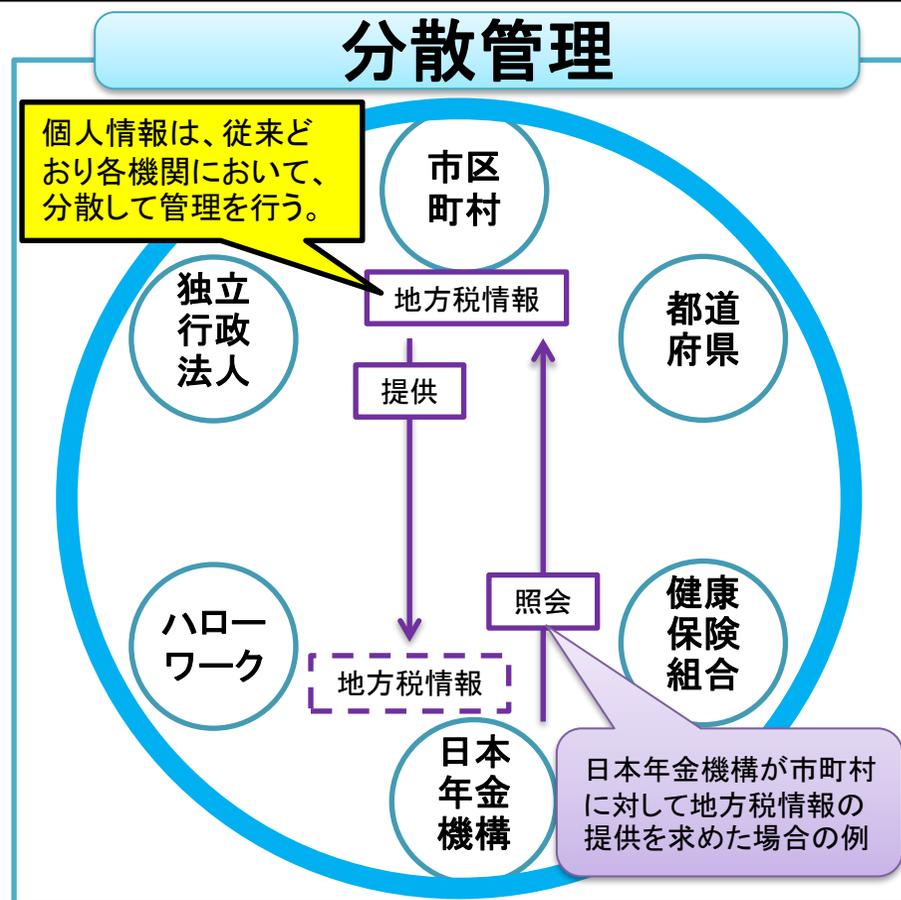
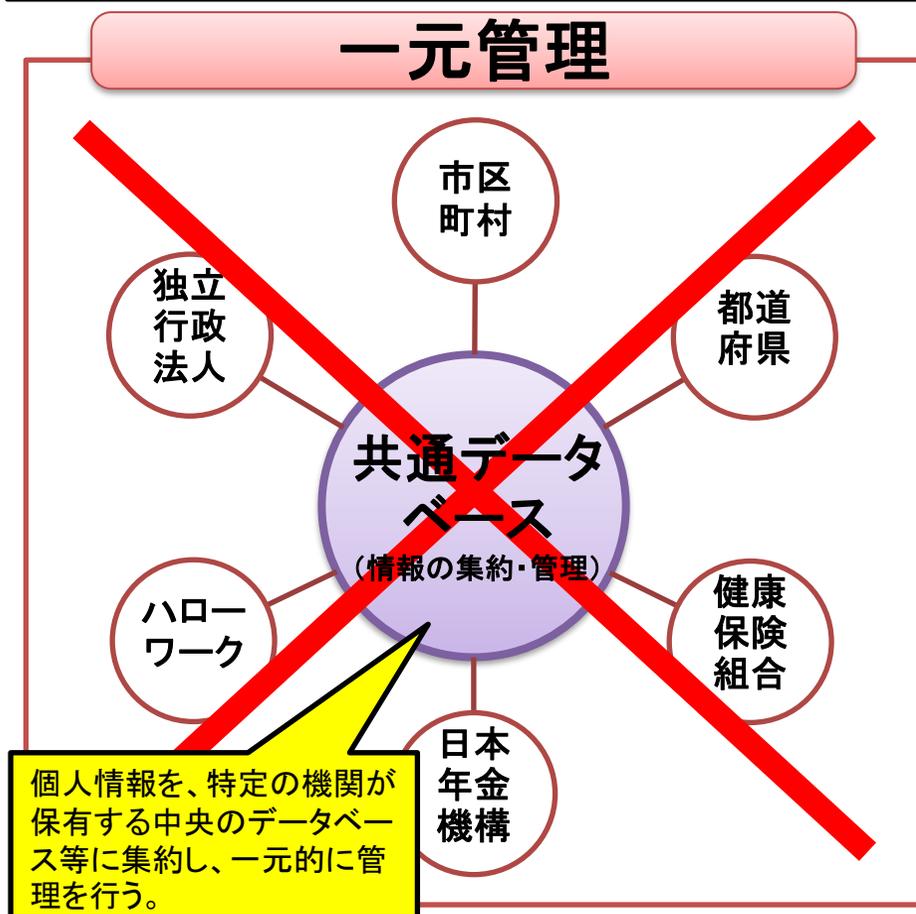
- 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

裏



マイナンバー制度における個人情報の管理（分散管理）

- ✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



マイナンバーの利用範囲

(個人番号利用事務(法別表第一(第9条関係))

社会保障分野	年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none">○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none">○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none">○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務○母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務○特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野		<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>
災害対策分野		<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p> <p>⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>



上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって**地方公共団体が条例で定める事務**に利用 94

マイナンバーカードの申請・交付状況

【令和3年11月8日（月）時点】

	累計数	1日当たり平均 (11月1日～11月5日)	1日当たり平均 (10月の1か月間)
有効 申請受付数	52,696,887	41,971	23,171
交付実施済数	49,726,818	35,201	36,085

(1日当たり平均は、土日祝日を除く)

交付率：約39.3% (交付実施済数 / 令和3年1月1日時点の住基人口126,654,244人)

マイナポータルとは

○ マイナポータルは「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として2017年11月の本格運用以降、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。

※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど



おすすめの情報を分かりやすいアイコンでトップ画面に表示。

B 自己情報表示 (わたしの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報、を検索して確認することができます。

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を確認することができます。

マイナンバー制度における情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法(※)に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

1. 経緯

(※) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

- ・平成25年5月 マイナンバー法公布
- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・令和元年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続。令和3年9月現在:約2,300手続)

2. 情報連携の概要

住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に!

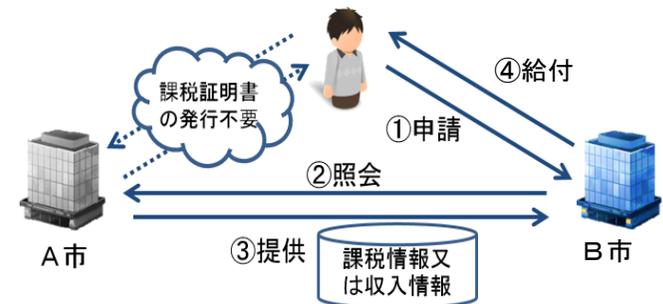
- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!

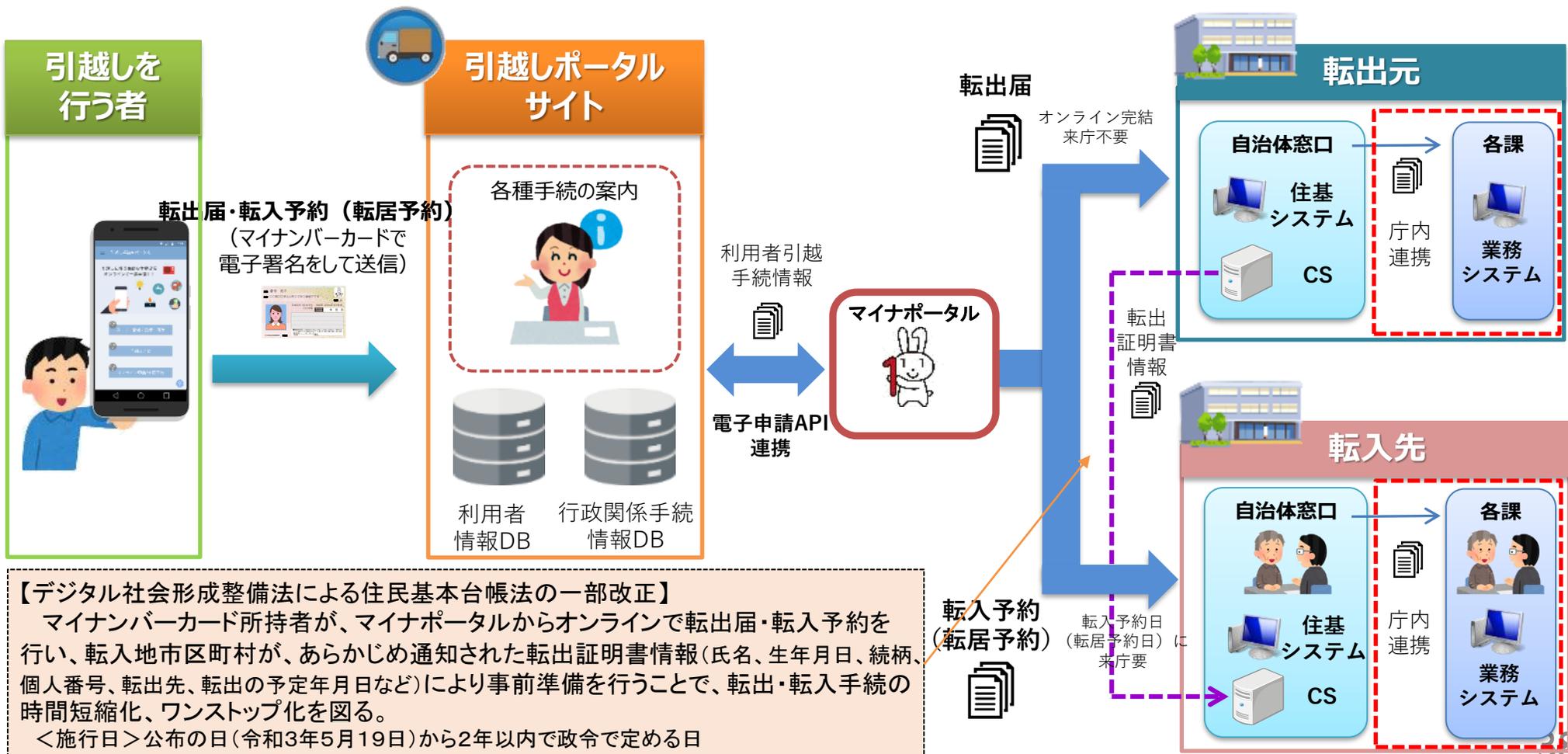
- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請(A市からB市に転居した場合)



自治体手続における引越しワンストップサービスの目指す姿

- 引越しを行う者は、引越しポータルサイトからマイナポータルを経由し、転出元・転入先の自治体に転出届・転入予約を申請。また、同一自治体内の引越しの場合は転居予約を申請。
- マイナポータルでは、一つの申請画面から転出元・転入先の2つの自治体に申請情報を送ることを想定。
- 転出元への来庁は不要。転入予約等をもとに、**転入先が事前準備をする**ことで、住民が転入先への来庁後に記入する書類の削減と待ち時間の縮減を実現。



【デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正】
 マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。
 <施行日> 公布の日（令和3年5月19日）から2年以内で政令で定める日

子育てワンストップサービスの拡充と自治体支援

- 2017年度から開始した子育てワンストップサービスについて、更なる導入自治体数の増加および利用者数の拡大を目的に、各手続の標準様式をマイナポータルに令和3年度以降順次、プリセットを予定。これにより、地方公共団体の入力フォーム作成に係る負担を軽減する。
- 令和3年度実施を予定するマイナポータルのUI・UXの抜本的改善策の一環として、毎年6月に実施する児童手当現況届の申請画面の最適化を実施し、簡便なオンライン申請を目指す。
- サービス拡充を検討してきた障害児施策については、特別児童扶養手当、障害児福祉手当（福祉手当含む）及び特別障害者手当の所得状況届の3手続について、令和3年度以降順次対応を予定。

<対象手続とプリセット予定時期>

手続名称		時期	手続名称		時期
子育て	1 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	R3. 7	子育て	10 児童手当等の現況届	R3. 6
	2 児童手当等の額の改定の請求及び届出			11 支給認定の申請	R3. 10
	3 氏名変更／住所変更等の届出			12 保育施設等の利用申込	R3. 10
	4 受給事由消滅の届出			13 保育施設等の現況届	R3. 7
	5 未支払の児童手当等の請求			14 児童扶養手当の現況届の事前送信	R3年度中
	6 児童手当等に係る寄附の申出			15 妊娠の届出	R3. 7
	7 児童手当に係る寄附変更等の申出		障害児等	16 特別児童扶養手当所得状況届	R3. 7
	8 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出			17 障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届	R3. 7
	9 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出			18 特別障害者手当所得状況届	R3. 7

※対象手続は、地方公共団体の意見等を踏まえて、随時拡大する予定。

「死亡・相続ワンストップサービス」 手続きの主なステークホルダー

		A. 死亡の届出	B. 死亡に関する手続き	C. 遺産分割協議前	D. 遺産分割協議後
手続きの主体	当事者	遺族等 (配偶者、子、父母等) ※使者(届出代行) (葬儀社等)	遺族等 (配偶者、子、父母等)	相続人 (配偶者、子、父母等) ※代理人(司法書士・行政書士 弁護士等)	相続人 (配偶者、子、父母等) ※代理人(司法書士・行政書士・ 税理士等)
	行政機関	1 市区町村 ・ 戸籍の届出(死亡) ・ 火葬許可の申請 ・ 埋葬許可の申請 等	2 市区町村 ・ 国民健康保険等の手続き ・ 障害者関連の手続き ・ 子育て関連の手続き 等 3 年金事務所 ・ 未支給年金の請求 ・ 被保険者資格の喪失手続き ・ 遺族年金の手続き 等	5 市区町村 ・ 相続人調査(戸籍の入手) 7 固定資産課税台帳の確認 5 法務局 ・ 法定相続情報一覧図の写し の入手(必要に応じて) 7 不動産登記情報の確認 (公証役場) ・ 公正証書遺言の確認 (家庭裁判所) ・ 遺言書の検認 ・ 相続放棄・限定承認 ・ 遺産分割調停 等	8 運輸支局等 ・ 自動車所有者の変更 8 警察署 ・ 車庫証明の変更 9 法務局 ・ 不動産登記の変更 10 税務署 ・ 相続税の申告
手続きの受け手	民間等	1 医療関係者 ・ 死亡診断書の発行	4 銀行等、証券会社 ・ 口座の停止 4 生命保険会社 ・ 保険金の受取 4 電気・ガス、水道事業者等 ・ 解約、契約者の変更等 4 勤務先、学校 ・ 退社等の手続き(国民年金、健康保険等 の勤務先経由の手続きを含む。)	6 銀行等、証券会社 ・ 残高証明書等の発行	8 銀行等 ・ 預金等の払戻し等 8 証券会社 ・ 移管等の手続き

※行政手続等の棚卸結果にて概ね年間10万件以上の手続及び代表的な民間手続を抜粋

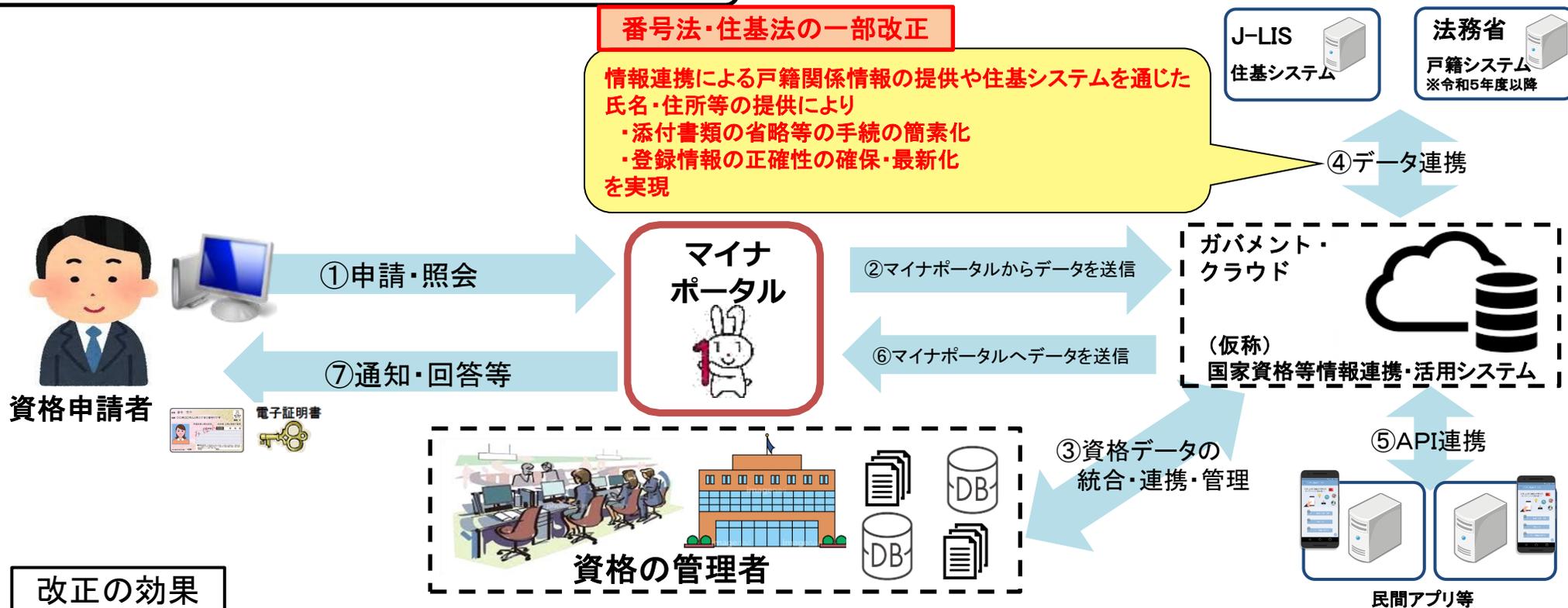
【番号法等改正】 国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景・目的

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

→ 医師、看護師、保育士等の国家資格の登録、変更等の事務において、個人番号を利用し、情報連携を可能とすることにより、国家資格の登録や変更手続における戸籍謄本の写しの添付を省略することを可能とする番号法・住基法の一部の改正を行う。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日

国家資格関係事務におけるマイナンバーの利用及び情報連携の拡大

税・社会保障に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基システム・戸籍システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉒	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉓	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉔	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉕	救急救命士		

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

健康保険証としての利用



- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.3月～プレ運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、特定健診情報(R3.3月～プレ運用開始)や服薬履歴の閲覧(R3.10月～)等も可能に

マイナポイントによる消費活性化策



- 選択した決済サービスのポイントを上限5,000円分付与
- ⇒ R3.4末までカードの申請を行った者まで付与対象を拡大

コンビニ交付サービス



- コンビニで住民票や戸籍などの各種証明書が取得可能(R3.5月対象人口:10,713万人)

オンライン契約



- 民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で利用
- ※R3年5月現在、民間事業者126社がサービスを提供

マイナポータル



- 子育て関連手続の申請等をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認が可能

職員証・社員証としての利用



- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の社員証としての利用(TKC, NEC, NTTcom, 内田洋行が活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

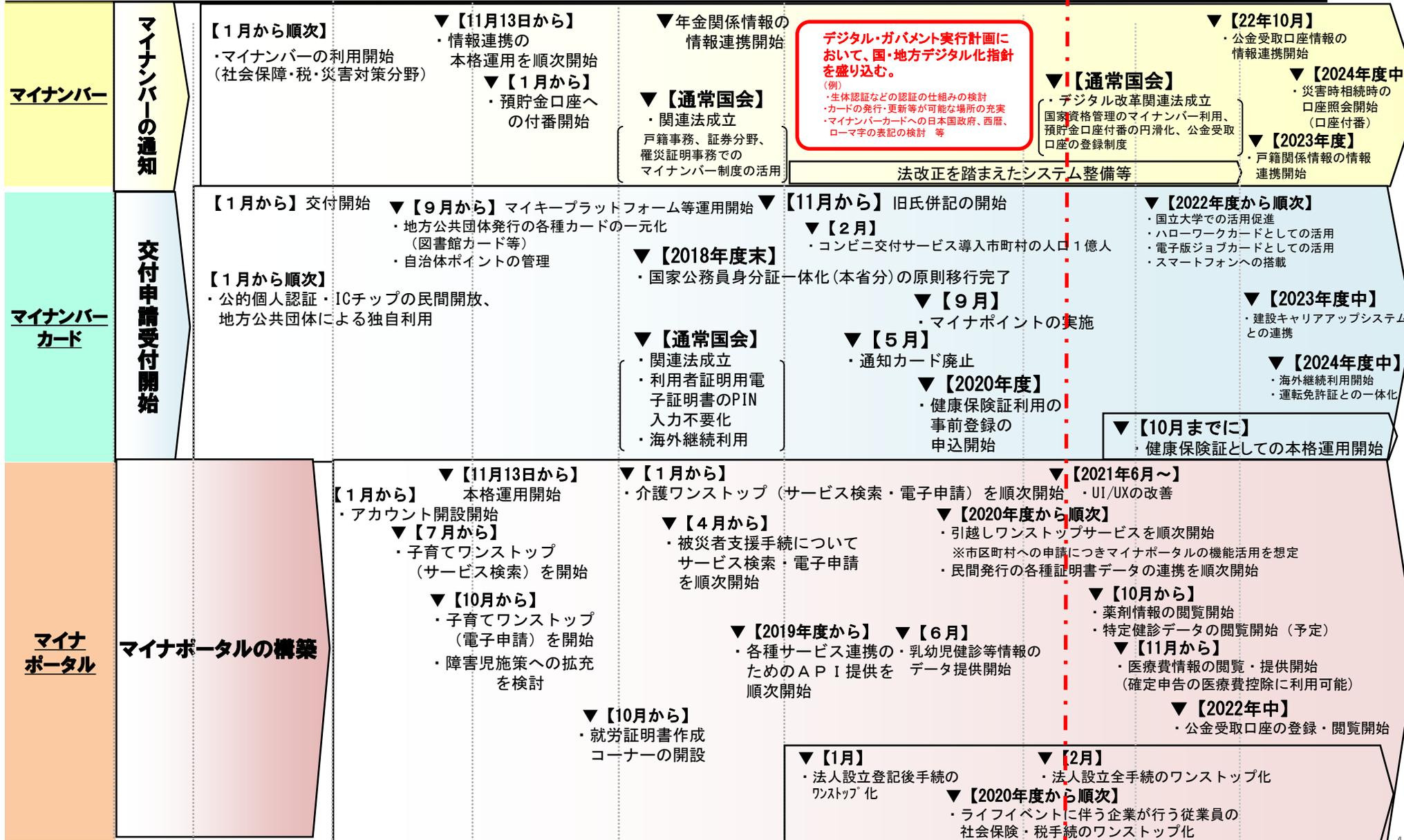
- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
- ⇒デジタル・ガバメント実行計画(R2.12.21デジタル・ガバメント閣僚会議決定)における「国・地方デジタル化指針」や工程表に沿って推進
- 運転免許証その他の国家資格証、お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、在留カード等(～R7.3までに実現)
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)をスマートフォンに搭載(令和4年度中実現予定)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

マイナンバー制度導入後のロードマップ (案)

R3.8月現在

2015年 (H27年) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (R元年) 2020年 (R2年) 2021年 (R3年) **現在地** 2022年 (R4年) 2023年 (R5年) ..

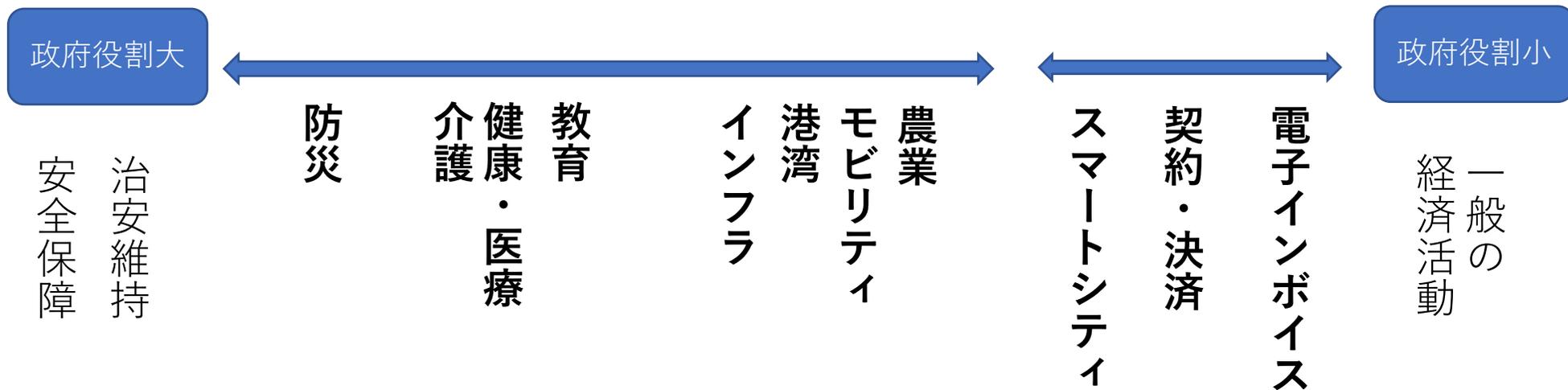


デジタル・ガバメント実行計画において、国・地方デジタル化指針を盛り込む。
 (例)
 ・生体認証などの認証の仕組みの検討
 ・カードの発行・更新等が可能な場所の充実
 ・マイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記の検討 等

法改正を踏まえたシステム整備等

※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「成長戦略2020」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の内容等を基に内閣官房において作成。

準公共分野について



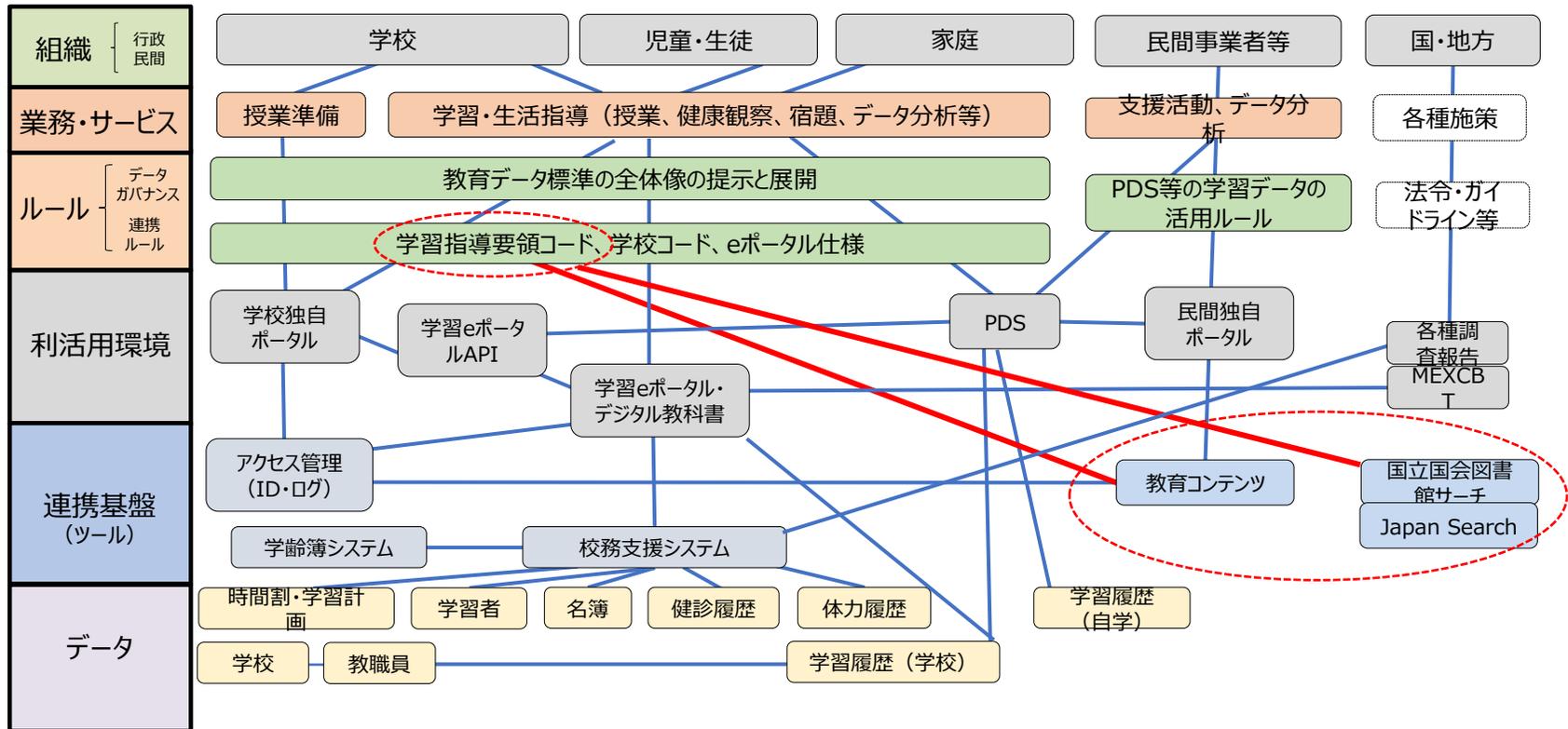
各分野概要【教育の例】（GIGAスクールアンケート結果）

- 7月に実施したGIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートでは、こども（児童生徒）から約21.7万件、大人（教職員、保護者等）から約4.2万件と多数の意見をいただいた。今回、国がデータを提供し、AI等によるテキスト解析の技術を持つ事業者との共同プロジェクトとして分析を行うとともに、現場の声を踏まえた政策改善の新たな試みとして、主な課題と施策の方向性、主な御意見への回答、学校現場での工夫事例を取りまとめ。
- 教育のデジタル化の目的は、デジタルを手段として、加速度的に変化する社会の創り手となる子供達の可能性を解き放ち、多様な子供達 1人1人のニーズに合った教育を提供すること。また、現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の局面において、ICTを活用した遠隔・オンライン教育は、「非常時にあっても子供達の学びを止めない」ために極めて重要。
- 今回のアンケートを受け、こうした関係大臣によるメッセージを教育関係者に発出するとともに、主な御意見とそれに対する施策の方向性について、以下をはじめとして提示。

意見内容	施策の方向性
ネットワーク回線が遅い	→ 不具合等に関する情報を収集・分析するとともに、その課題解決方法も含めて情報提供
持ち帰れない、使う授業が限られている	→ 持ち帰りを含めた更なる利活用促進のためのガイドラインを可能な限り早期に策定
教科書をデジタル化してほしい	→ デジタル教科書の更なる普及促進に向けた実証研究等を <u>令和4年度概算要求</u>
教職員のICT活用のサポートが必要	→ 学校現場への組織的・安定的な支援体制を整備するための経費を <u>令和4年度概算要求</u>
教職員端末が未整備・古い	→ 教職員端末の地方財政措置により促進
効果的な活用事例を発信してほしい	→ <u>文科省・経産省</u> ホームページでの活用事例に加え、本アンケートで得られた <u>工夫事例</u> を情報発信

- 他方、全ての課題が一斉に解決できるわけではなく、学校のネットワーク環境の改善や教職員端末の整備・更新をはじめとした今後引き続き検討を深めるべき事項や、フィルタリングの制限など賛否両論のある事項も存在。これらについては、引き続き関係省庁において検討するとともに、更なる推進が必要な事項については、年末までに閣議決定する「新重点計画」に記載するなど、関係省庁が「ワンチーム」となって、教育関係者の皆様の声も聴きながら粘り強く検討を重ね、皆様からの真摯な声にしっかりと応えていきたい。

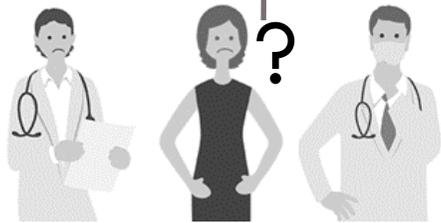
各分野概要【教育の例】（アーキテクチャ例）



全体アーキテクチャを踏まえたデータ形式標準化、個人情報の扱い等の検討が必要

データヘルス改革でわたしたちの生活が変わります

- 病院を変えるたびに、昔受けた治療などを説明するのが大変
- 飲んでいる薬や治療歴などを正確に伝えられているか不安



医師に、過去や他の病院での治療内容、健診結果を見てもらうことで、より適切な治療を受けられます

スマートフォンで薬剤情報や特定健診情報、医療費が確認できます

原因不明のがんや難病の治療をあきらめている



全ゲノム解析等によりがんや難病の新しい診断や治療法、予防など、個別化医療が進みます

こどもの頃の予防接種や妊婦・乳幼児健診の情報について、母子手帳を見つけないとわからない



引っ越ししても、健診情報などの内容を転居先の自治体でも確認できます

予防接種や妊婦・乳幼児健診の情報をマイナポータルで確認でき、医師への説明がスムーズになります

母子手帳を紛失した場合の予備としても使えます

複数の薬局で薬をもらっているが、飲み合わせなどの相談を忘れてしまう



他の医療機関や薬局で出されたお薬を、薬剤師が把握できるようになります

飲み合わせなど、より丁寧な服薬指導を受けられます

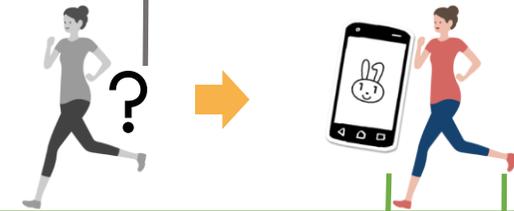
- ケアを受けていても、適切な内容なのか不安
- 自身にあった介護サービスを受けられているかわからない



高齢者の状態やケアのデータ分析が進み、個人の状態に応じた介護サービスを受けられます

過去から現在まで受けている治療・服薬情報を把握し、在宅でも施設でも、より適切なケアを受けられます

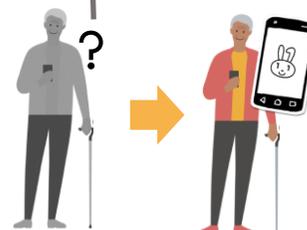
- 健診データは再検査等がないと見ない
- 健診データを健康管理に使おうとしても、転校や転職の際にデータが途絶えてしまう



生涯の健診情報を時系列に見ることで、自身の傾向がわかり、健康管理に役立ちます

医療専門職や民間PHRと連携し、自身に合った様々な健康サービスが利用できます

災害時や意識のない場合に治療歴やアレルギー情報などを伝えられず、適切な医療が受けられない

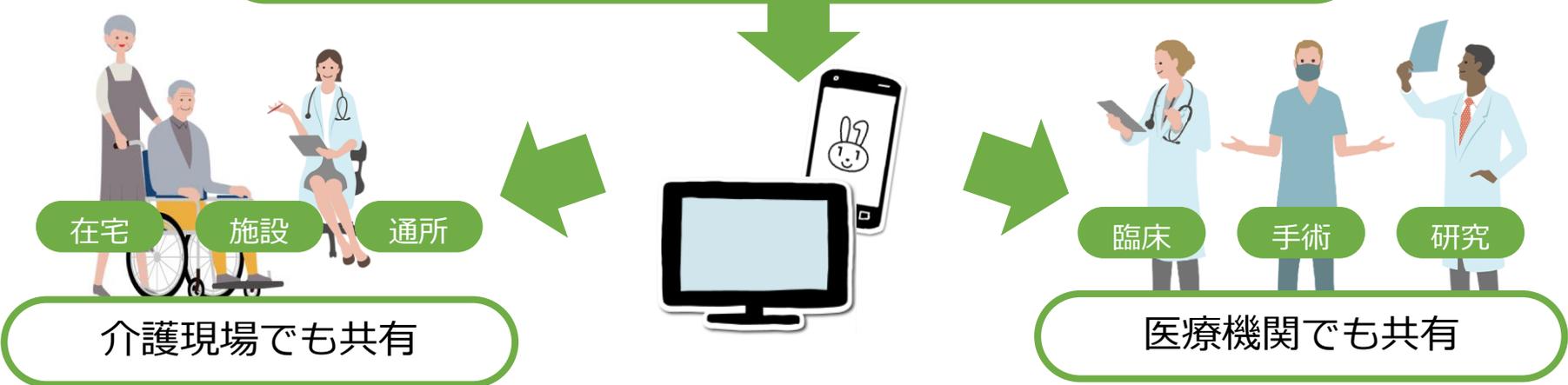


災害時に

もしもの場合に備えて治療歴や薬の情報をダウンロードしておく、必要な治療や薬の手配が適切にできます



スマートフォンなどで見られるようになります



オンライン資格確認の本格運用開始に向けたスケジュールについて

以下のスケジュールで本格運用を開始。その旨、9月22日（水）の医療保険部会で公表。

- **10月20日（水）～：本格運用の開始**

（医療機関・薬局での特定健診等情報・薬剤情報の閲覧開始）

- ※ 国民向けに「受診する際、マイナンバーカードで受付できる医療機関・薬局かどうか事前に確認して下さい」と説明
- ※ 10月請求分のレセプトを10/11までに受付後、最終確認作業を行ったうえで閲覧を開始
- ※ マイナポータルでの情報閲覧については、本格運用の開始後、10月中に閲覧を開始
- ※ 11月からは、マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧も開始

○ 本格運用の定義:マイナンバーカードに対応している医療機関については、マイナンバーカードだけで受診が可能

○ 10月からは、資格情報の登録変更により、旧資格の保険証で受診した場合にも、オンライン資格確認を活用し、タイムラグで生じる資格過誤について返戻せず、審査支払機関側で正しい資格情報に振り替えて処理することを開始

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の仕組み

- 顔認証で本人確認を行える「顔認証付きカードリーダー」を医療機関・薬局に設置



富士通
(富士通Japan)



パナソニック
(パナソニック システム
ソリューションズ ジャパン)



アルメックス



キヤノン
(キヤノンマーケティングジャパン)

- 本人確認を行うとともに、医療機関・薬局が健診情報等を閲覧することについて同意を取得することが可能

来院

- ①マイナンバーカードを置く
(患者が自ら置く)



本人確認

- ②本人確認方法を選択

本人確認の方法を
選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の
目的には使用しません。

- ③顔の撮影
(又は暗証番号)

顔を枠内に入れてください。



同意取得

- ④情報閲覧の同意

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に
提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用しま
す。

同意する

同意しない・40歳未満の方

完了

- ⑤資格確認等が完了

●●××様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナ
ンバーカードを取り出し、
待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方
はこちら

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入準備状況

(2021/10/31時点)

1. 現在の申込状況

オンライン資格確認の導入予定施設数

<顔認証付きカードリーダー申込数>

128,963施設 (56.2%) / 229,331施設

【内訳】

病院	6,383 /	8,232施設	77.5%
内科診療所	39,292 /	89,497施設	43.9%
歯科診療所	34,398 /	70,858施設	48.5%
薬局	48,890 /	60,744施設	80.5%

※ 病院の申込割合は**全都道府県で60%超**、うち、**1県で90%以上**、**21府県で80%以上**、**22都道府県で70%以上**

内科診療所の申込割合は**10県で50%超**

歯科診療所の申込割合は**1県で80%以上**、**2県で70%以上**、**7県で60%以上**

薬局の申込割合は**全都道府県で70%超**、**27都府県で80%以上**

※ 公的医療機関等における申込状況は厚生労働省HPに掲載

目標：医療機関等の6割程度での導入（令和3年3月時点）、概ね全ての医療機関等での導入（令和5年3月末）を目指す
（令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

2. 準備完了施設数

22,473施設 (9.8%)

※ 院内システムの改修など、準備が完了している施設数

病院	1,741 施設	内科診療所	6,690 施設
歯科診療所	5,123 施設	薬局	8,919 施設

3. 運用開始施設数

14,242施設 (6.2%)

(11/7時点)

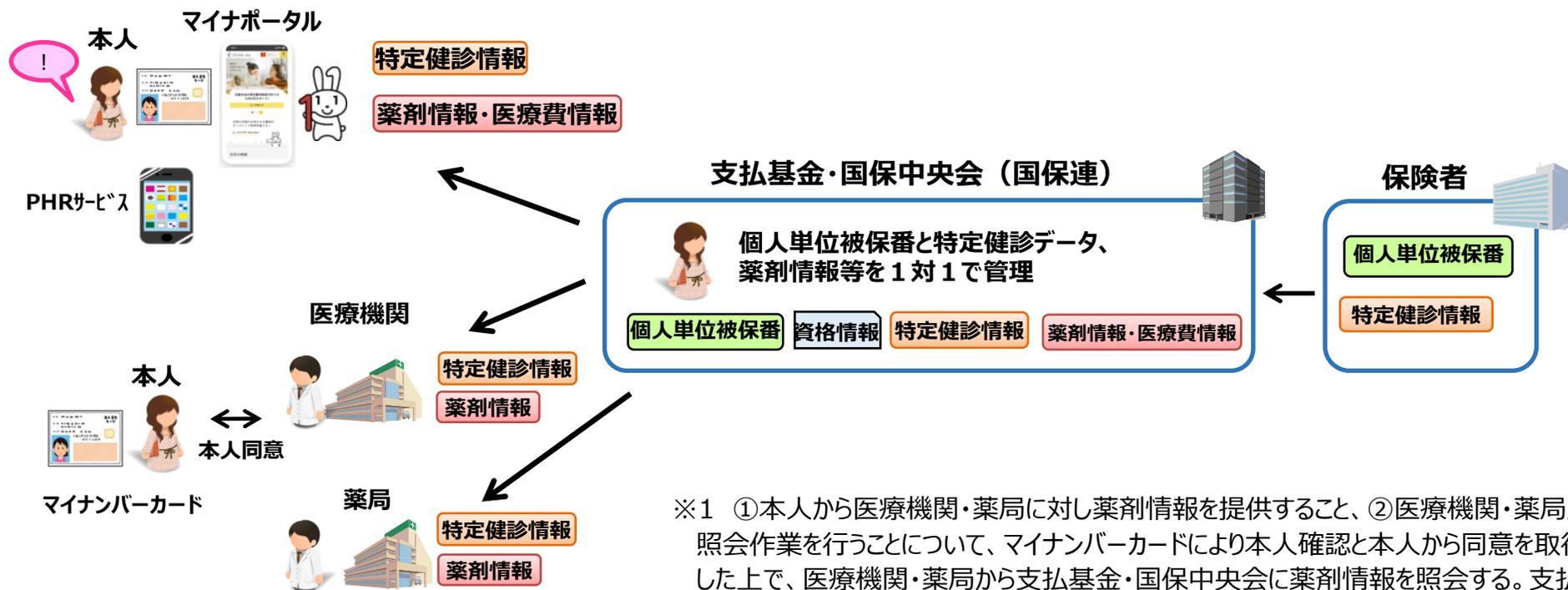
病院	1,249 施設	内科診療所	3,944 施設
歯科診療所	3,437 施設	薬局	5,612 施設

【参考：健康保険証の利用の登録】

5,687,328件

薬剤情報、医療費情報、特定健診情報のマイナポータル、医療機関等での閲覧の仕組み

- 患者本人や医療機関・薬局では、特定健診データや薬剤情報等の経年データの閲覧が可能になります。加入者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できます。



※1 ①本人から医療機関・薬局に対し薬剤情報を提供すること、②医療機関・薬局が照会作業を行うことについて、マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局から支払基金・国保中央会に薬剤情報を照会する。支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する。

※2 医療機関・薬局における本人確認と本人同意の取得の履歴管理は、オンライン資格確認等システムにより、マイナンバーカードの電子証明書を用いて行う。

マイナポータルでの薬剤情報の閲覧イメージ

マイナポータル ニックネームさん

トップ / リンクリンク / リンクリンク

回答詳細

申し込み条件

健康・医療
薬剤情報

成契対象日 2021年9月から
2021年10月まで

確認者 マイナ事務所
確認日: 2021年11月20日

回答内容

回答は、一度確認した後でログアウトすると、削除されて閲覧できなくなります。必要に応じてダウンロードしてください。

情報の一覧を紙で確認する場合、PDFをダウンロードして印刷してください。

PDFをダウンロードする

形式を選んでダウンロードする

資格情報

氏名カナ	シカクタロウ
氏名	資格太郎

詳しく見る

氏名カナ (その他)	小ケンタロウ
------------	--------

PDFファイルでの閲覧イメージは次ページ参照

氏名カナ (その他)	小ケンタロウ
氏名 (その他)	保険太郎
生年月日	1980年1月16日
性別	男
年齢	41歳
保険者番号	212009
被保険者証等記号	123
被保険者証等番号	456
枚番	01

この薬剤情報一覧は、2021年10月までに調剤された医薬品情報を表示しています。但し、一部は表示されない場合があります。

表示期間

2021年9月から2021年10月まで

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能額の合計

3,000円

薬剤情報明細

2021年10月29日
オン資格薬局 (オン資格病院)

向) マイスリー錠5mg

内服

調剤数量: 6錠30日分

1日3回食後服用

ジェネリック医薬品に切り替えた場合

自己負担相当額 333円

削減可能額 159円

向) デバス錠0.5mg

屯服

調剤数量: 6錠30日分

1回用量: 2錠/不安時

ジェネリック医薬品に切り替えた場合

自己負担相当額 54円

削減可能額 16円

閉じる

もっと見る

確認結果一覧へ

薬剤情報の注意事項

- この薬剤情報は、電子請求された診療・調剤報酬明細書から抽出した医薬品等の情報を表示しているため、請求がない場合や紙媒体での請求、医薬品を包括する点数を算定している等においては表示されません。
- 自己負担相当額及び削減可能額の表示について
 - 医療機関の1日単位の差額合計が500円以上の場合などで取り込みを行い金額を表示しているため、全ての医薬品に対して表示されるものではありません。
 - 自己負担相当額は、お薬に掛かった金額のみ表示しています。実際の医療機関等窓口での支払いには、お薬代以外の診療や調剤等に要する費用が含まれます。【算出方法: 調剤された医薬品の診療月時点の薬価×診療月時点の自己負担割合】
 - 自己負担相当額は、お薬に掛かった金額のみ表示しています。実際の医療機関等窓口での支払いには、お薬代以外の診療や調剤等に要する費用が含まれます。【算出方法: 調剤された医薬品の診療月時点の薬価×診療月時点の自己負担割合】
 - 削減可能額は、あくまでも目安です。ジェネリック医薬品は複数存在しているため、必ずしも記載している金額が削減できるとは限りません。
 - ジェネリック医薬品は、必ずしも切り替えられるわけではありません。切り替えを希望する際は、処方される医師、薬剤師等にご相談ください。

- ※ 医薬品名の先頭に次の記号が記載される場合があります。 (麻): 麻薬、(毒): 毒薬、(覚): 覚醒剤原料、(向): 向精神薬
- ※ 用量/1回用量/用法等の特別指示は、薬局で調剤された医薬品の場合のみ表示されます。
- ※ 調剤数量は、調剤時の使用方法(数量、回数、日数等)と一致しない場合があります。
- ※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

画面番号: A-01

ページTOPへ

※ 各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

マイナポータルによる薬剤情報閲覧のイメージ (PDF版)

薬剤情報一覧

作成日: 2021年10月11日

1/2ページ

氏名カナ	199 1990	保険者番号	01131234	
氏名	薬剤 太郎	被保険者証等記号	10	
生年月日	1990年7月4日	性別	男	
	年齢	31歳	校番	00

この薬剤情報一覧は、2021年9月までに納期された医薬品情報を表示しています。但し、一部は表示されない場合があります。

【表示期間: 2021年9月～2021年9月】ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能額の合計 **1,067 円**

薬剤情報明細

調剤年月日	調剤区分	病院・薬局名 (処方発行医療機関名)		調剤数量 ³⁾	ジェネリック医薬品に切り替えた場合	
		調剤数量 ¹⁾	自己負担額		削減可能額	
21年9月 29日	薬局A (処方発行医療機関B)	内服 1. 向) マイスリー錠5mg 【1日1回朝食後服用】	1錠 30日分	316	212	
		2. 向) デバス錠0.5mg 【1日3回食後服用】	6錠 30日分	497	151	
		3. ドグマチール錠50mg 【1日3回食後服用】	3錠 30日分	340	68	
	屯服	4. 向) デバス錠0.5mg 【1日用量: 2錠】 / (不妊用)	20錠 1処方分	55	17	
18日	薬局A (処方発行医療機関A)	内服 1. ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「日医工」 【1日3回食後服用】	3錠 7日分			
		2. レバミピド錠100mg「オーツカ」 【1日3回食後服用】	3錠 7日分			
	外用	3. ロキソプロフェンNaテープ100mg「科研」 10cm×14cm 【パップ剤 1日2枚】	21枚 1処方分			
15日	薬局A (処方発行医療機関B)	内服 1. 向) マイスリー錠5mg 【1日1回朝食後服用】	2錠 14日分	295	198	
		2. 向) デバス錠0.5mg 【1日3回食後服用】	6錠 14日分	232	71	
		3. ドグマチール錠50mg 【1日3回食後服用】	3錠 14日分	159	32	
	屯服	4. 向) デバス錠0.5mg 【1日用量: 2錠】 / (不妊用)	20錠 1処方分	55	17	
3日	薬局A (処方発行医療機関A)	内服 1. ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「日医工」 【1日3回食後服用】	3錠 7日分			
		2. レバミピド錠100mg「オーツカ」 【1日3回食後服用】	3錠 7日分			
1日	薬局A (処方発行医療機関B)	内服 1. 向) マイスリー錠5mg 【1日1回朝食後服用】	2錠 14日分	295	198	
		2. 向) デバス錠0.5mg 【1日3回食後服用】	6錠 14日分	232	71	
		3. ドグマチール錠50mg 【1日3回食後服用】	3錠 14日分	159	32	

「調剤年月日」
検索した期間で
最新の順で表示

「医薬品名」
実際に調剤された薬剤名

「1回用量」及び「用法等の特別指示」
1回の服薬量及び処方時の指示等を表示

「使用区分」
・内服、外用、屯服※、
注射、在宅のいずれ
の区分かを表示
※屯服: 決まった時間では
なく、発作時や症状のひ
どいときなどに服用すること

「用法、用量」
いつ、どれだけ服用するか等表示

「調剤数量」
実際に調剤された数量を表示

作成日: 2021年10月11日

2/2ページ

電子版お薬手帳への取り込み

薬剤情報を電子版お薬手帳へ取り込みされる方は、以下のQRコードを読み込んでください。ただし、QRコードの読み取りが正常に行き届かない場合があります。なお、既に薬局の薬剤情報等に紐づけされているQRコードにて電子版お薬手帳へ登録している場合、重複して登録されるため、医療機関等名称及び納期日を確認の上お読みください。

薬局A (処方発行医療機関B)



薬局A (処方発行医療機関A)



【注意事項】

- ※この薬剤情報は、電子請求された診療・調剤情報明細書から抽出した医薬品等の情報を表示しているため、請求がない場合や紙媒体での請求、医薬品を包括する点数を算定している等においては表示されません。
- ※自己負担額削減及び削減可能額の表示について
 - ・医療機関の1日単位の診療合計が500円以上の場合などで取り込みを行い金額を表示しているため、全ての医薬品に対して表示されるものではありません。
 - ・自己負担額削減は、お薬に書かれた金額のみ表示しています。実際の医療機関等窓口での支払いには、お薬代以外の診療や調剤等に要する費用が含まれます。【異山方法: 調剤された医薬品の診療月時点の薬価+診療月時点の自己負担割合】
 - ・削減可能額は、あくまでも目安です。ジェネリック医薬品は複数存在しているため、必ずしも記載している金額が削減できるとは限りません。
 - ・ジェネリック医薬品は、必ずしも切り替えられるわけではありません。切り替えを希望する際は、処方される医師、薬剤師等にご相談ください。
 - ・保険者から送付される診療通知とは異なる場合があります。

*1 医薬品名の先頭に右記の記号が記載される場合があります。 (調) : 調剤 (毒) : 毒薬 (製) : 製剤 (剤) : 剤 (特) : 特種薬

*2 薬局で調剤された医薬品の場合のみ表示されます。

*3 調剤時の使用方式 (数量、回数、日数等) と一致しない場合があります。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性があります。

マイナポータルでの特定健診情報・後期高齢者健診情報の閲覧イメージ

スマートフォンやタブレット等の
モバイル端末での閲覧イメージ



マイナポータル

ニックネーム検索

リンク

詳細

後期高齢者健診情報

マイナ事務所

確認日：2021年11月20日

回答は、一度確認した後でログアウトすると、削除されて閲覧できなくなります。必要に応じてダウンロードしてください。

情報の一覧を紙で確認する場合、PDFをダウンロードして印刷してください。

PDFをダウンロードする

形式を選んでダウンロードする

資格情報

氏名カナ シカクタロウ

氏名 資格太郎

詳しく見る

氏名カナ (その他)	ホケンタロウ
氏名 (その他)	保険太郎

氏名 (その他)	保険太郎
生年月日	1980年1月16日
性別	男
年齢	44歳
保険者番号	212009
被保険者証等記号	123
被保険者証等番号	456
枝番	01

健診機関情報

実施日	健診機関名称
2020年7月4日	XXXXXクリニック
2019年7月18日	XXXXXクリニック
2018年7月16日	XXXXX病院
2017年7月23日	XXXXX病院
2016年7月9日	XXXXX病院

健診情報

実施日
2020年7月4日

既往歴 (医師記載)
ヘルニア、膀胱炎
自覚症状 (医師記載)
頭痛
他覚症状 (医師記載)
特記すべきことなし

比較する実施日を選択してください。

実施日1
2020年7月4日

実施日1
2020年7月4日

実施日2
2019年7月18日

表示する

基本項目

身体測定

項目	受診勧奨判定値*1	実施日1 2020年 7月4日	実施日2 2019年 7月18日
身長		172.3	173
体重		50.1	52.3
腹囲 (注1)		70※	72※
内臓脂肪面積*2		56.2	56
BMI		16.9	17.3

血圧

項目	受診勧奨判定値*1	実施日1 2020年 7月4日	実施日2 2019年 7月18日
収縮期血圧	▲140以上	▲150	▲154
拡張期血圧	▲90以上	80	82

血中脂質

項目	受診勧奨判定値*1	実施日1 2020年 7月4日	実施日2 2019年 7月18日
中性脂肪	▲300以上	▲350	▲343
HDLコレステロール	▽34以下	75	82
LDLコレステロール	▲90以上	84	89
Non-HDLコレステロール	▲90以上	76	75

血中脂質

項目	受診勧奨判定値*1	実施日1 2020年 7月4日	実施日2 2019年 7月18日
中性脂肪	▲300以上	▲350	▲343
HDLコレステロール	▽34以下	75	82
LDLコレステロール	▲90以上	84	89
Non-HDLコレステロール	▲90以上	76	75

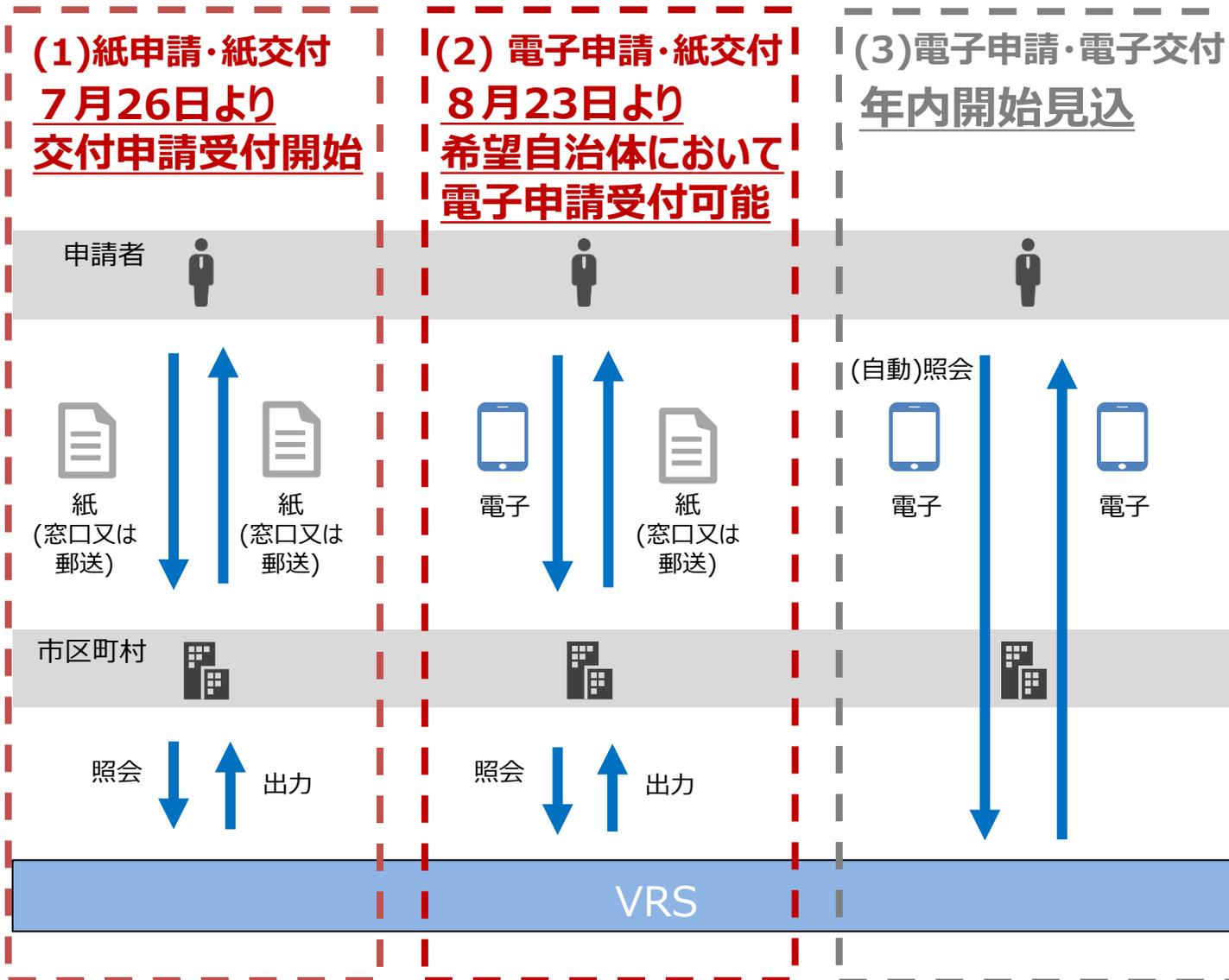
肝機能

項目	受診勧奨判定値*1	実施日1 2020年 7月4日	実施日2 2019年 7月18日
GOT (AST)	▲51以上	▲51	▲53
GPT (ALT)	▲51以上	49	47
γ-GT (γ-GTP)	▲101以上	90	93

血糖

項目	受診勧奨判定値*1	実施日1 2020年 7月4日	実施日2 2019年 7月18日
空腹時血糖*4	▲126以上	▲150	▲154
HbA1c *4	▲6.5以上	5.4	5.9
随時血糖 *4	▲126以上	80	82

ワクチン接種証明書発行手順のステップ



利用における電子化

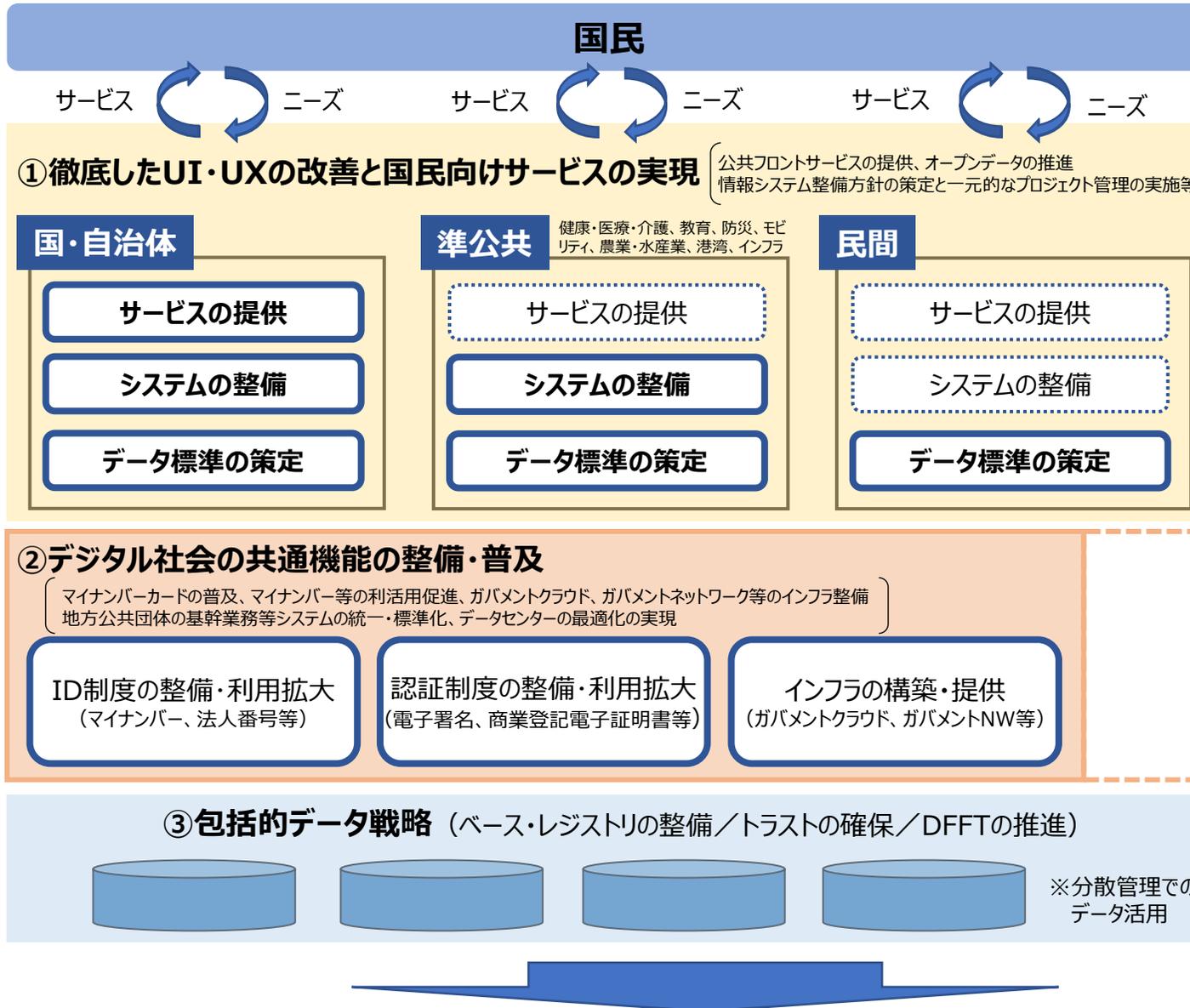
- ※今後、並行して検討
- ・ 2次元コードの発行
 - ・ デジタル証明書アプリとの連携



接種証明書の
2次元コードを
読み取り

証明書アプリ

デジタル庁が目指す姿 (デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン)



- これらを効果的に実施するため、
- ④ 官民を挙げた人材の確保・育成
(デジタルリテラシーの向上、専門人材の育成・確保)
 - ⑤ 新技術を活用するための調達・規制の改革
(新技術の活用のための調達方法の検討、規制改革)
 - ⑥ アクセシビリティの確保
(情報通信ネットワークの整備の支援、情報バリアフリー環境の実現、ICT機器等に関する相談体制の充実等)
 - ⑦ 安全・安心の確保
(サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等)
 - ⑧ 研究開発・実証の推進
 - ⑨ 計画の検証・評価
- 国民の利便性向上の前提としての、

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現出来る社会

誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化

デジタルを意識しないデジタル社会

全体アーキテクチャで変わることに

- 「品質・コスト・スピード」を兼ね備えた行政サービスの実現に向け、「**1週間で行政サービスを立ち上げられる**」ことを目指すとともに、行政サービスを365日24時間どこでもスマートフォンで利用可能な環境を整え、「**スマートフォンで、60秒で手続きが完結**」し、いつでもどこでもワンストップで行うことができるようにする。

